

平成 26 年度

当初予算の概要

平成 26 年 2 月

尾 道 市

心こころ尾道

C O C O R  N O M I C H I



# 目 次

予算編成の基本方針	1
1  予算編成の基本的考え	1
2  予算編成の背景	2
予算の内容	4
1  会計別予算規模	4
2  一般会計予算の概要	5
(1) 規 模	5
(2) 一般会計予算の内容	6
歳入・歳出の目的別内訳	6
歳入・歳出の構成状況	7
歳出の性質別内訳	8
(3) 歳入予算	9
市 税	9
地方交付税	9
市 債	10
(4) 歳出予算	11
義務的経費	11
投資的経費	11
投融资関係	11
その他経費	12
公債費	12
(5) 個別指標	12
地方債残高の推移	12
普通会計財政指標	12
主要施策の概要	13
施策体系別主要施策の概要	
1  多様な交流の輪が広がるまち	15
2  活力あふれる産業が育つまち	16
3  尾道の持つ感性の豊かさが誇りになるまち	17
4  市民と市が協働し、ともに創るまち	18
5  心豊かに育ち、学び高めあうまち	18
6  暮らしの安全性と快適性が高いまち	19
7  子育てや長寿を楽しみ、誰もが幸せに暮らせるまち	22
8  おのみち幸齢プロジェクト	25
9  その他	25
新市建設計画事業	26
使用料・手数料等の改定資料	30
地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況	46
都市計画税の充当状況	47
企業会計	
1 - 1  水道事業	48
1 - 2  使用料・手数料等の改定資料	49
2 - 1  病院事業	50
2 - 2  使用料・手数料等の改定資料	52

## 予算編成の基本方針

### 1 予算編成の基本的考え

日本経済の状況は、内閣府の月例経済報告（平成26年1月）によると、緩やかに回復しており、この回復基調が続くことが期待されるものの、海外景気の下振れによる景気の下押しリスクや消費税率引き上げに伴う駆け込み需要及びその反動が見込まれるとされている。

また、県内経済については、広島県経済の動向（平成26年1月）によると、緩やかに回復しており、雇用情勢は緩やかに改善、雇用者所得は、引き続き弱めに推移しているが、持ち直しに向けた動きが広がっているとされている。

予算編成にあたっては、このような背景に加え、平成27年度から段階的に始まる普通交付税の一本算定への移行を念頭に、歴史ある尾道の多彩な文化・風土を生かした風格のあるまちづくりを目指して、引き続き「持続可能な行財政運営」を推進することを基本方針として取り組んだ。

平成26年度予算においては、消防救急無線のデジタル化やポンプ場の整備、本庁舎をはじめとする庁舎整備の検討など安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるとともに、地域医療、子育て・教育環境の整備を図るなど「総合計画後期基本計画」における7つの政策目標の着実な推進を図ることを基本とし、瀬戸内の十字路としての拠点性を発揮する好機ととらえ、「瀬戸内しまのわ2014」や「尾道松江線全線開通」に向けた諸施策への取り組みにも意を用いた。

さらに、安定した市民サービスを継続して提供することの重要性を再認識するとともに、徹底した事務事業の見直しを図るなど将来を見据え、長期的な視点に立った財政健全化にも配慮した。

今後とも、市民の皆様とともに、協働の理念の下、尾道らしさ、ブランド力の強化を図り、全ての世代が将来にわたって誇りと愛着を持って暮らせるまちづくりを進めていく。

## 2 予算編成の背景

### (1) 国の予算

経済再生・デフレ脱却と財政健全化をあわせて目指す予算

社会保障・税一体改革を実現する最初の予算

「好循環実現のための経済対策」を含む「経済政策パッケージ」の着実な実行

「企業収益の拡大による賃金上昇、雇用・投資の拡大」

「消費税率引上げに際する駆け込み需要とその反動減の緩和（平成25年度補正予算と一体的な編成）」

予算の重点施策

「先端技術・ものづくり」「教育、医療」「農業競争力」「暮らしの安全・安心」

国の一般会計予算規模は95兆8,823億円（前年度比3兆2,708億円増）

国債発行額は41兆2,500億円（前年度比1兆6,010億円減）

「社会保障関係費」は4.8%増加

「公共事業関係費」は12.9%増加

「国債費」は4.6%増加

### 平成26年度一般会計歳入歳出概算

（単位：億円、％）

区 分		平成26年度	平成25年度	増減額	伸率
歳入	租税及び印紙収入	500,010	430,960	69,050	16.0
	その他収入	46,313	40,535	5,778	14.3
	公債金	412,500	428,510	16,010	3.7
	年金特例公債金		26,110	26,110	皆減
	合計	958,823	926,115	32,708	3.5
歳出	国債費	232,702	222,415	10,287	4.6
	地方交付税交付金等	161,424	163,927	2,502	1.5
	一般歳出	564,697	539,773	24,924	4.6
	合計	958,823	926,115	32,708	3.5

注 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(経済見通し)	国内総生産	500.4 兆円程度
	実質成長率	1.4 %程度
	名目成長率	3.3 %程度

( 2 ) 地方財政計画の概要

平成 2 6 年度の地方財政計画は、平成 2 5 年度と同様に通常収支分と東日本大震災分を区分して整理し、通常収支分の一般財源総額は、平成 2 5 年度地方財政計画の水準を相当程度上回る額を確保することを基本としている。

地方財政計画(通常収支分)の規模は83兆3,700億円程度で、前年度比1兆4,500億円程度の増。

歳入(通常収支分)のうち、地方税は2.9%の増、地方交付税は1.0%の減で、歳入に占める一般財源(臨時財政対策債を含む)の比率は72.4%程度(前年度72.9%)となり、地方債依存度は12.7%程度(前年度13.6%)となる。

歳出(通常収支分)では、給与関係経費が3.0%の増、投資的経費(単独分)は4.5%の増、公債費は0.3%の減となり、地方一般歳出は2.0%の増となる。

(単位：億円、%)

区 分		平成 26 年度	平成 25 年度	増 減 額	伸 率
歳 入	地 方 税	350,127	340,175	9,952	2.9
	地 方 譲 与 税	27,564	23,470	4,094	17.4
	地 方 特 例 交 付 金	1,192	1,255	63	5.0
	地 方 交 付 税	168,855	170,624	1,769	1.0
	地 方 債	105,570	111,517	5,947	5.3
	そ の 他	180,392	172,113	8,279	4.8
	合 計	833,700	819,154	14,546	1.8
歳 出	地 方 一 般 歳 出	677,500	664,200	13,300	2.0
	うち給与関係経費	203,400	197,479	5,921	3.0
	うち一般行政経費(単独分)	139,600	139,993	393	0.3
	うち投資的経費(単独分)	52,300	50,030	2,270	4.5
	公 債 費	130,700	131,078	378	0.3
	そ の 他	25,500	23,876	1,624	6.8
	合 計	833,700	819,154	14,546	1.8

## 予算の内容

### 1 会計別予算規模

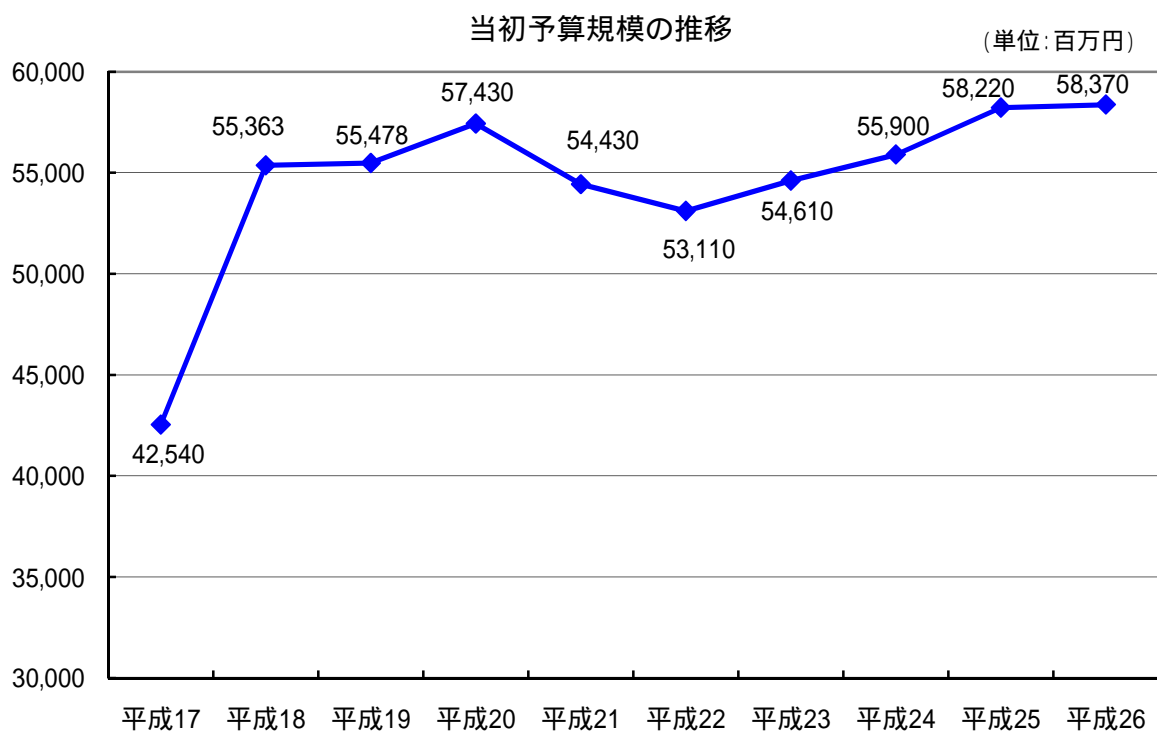
(単位：千円、%)

区 分		平成26年度	平成25年度	増 減 額	伸 率
一 般 会 計		58,370,000	58,220,000	150,000	0.3
特 別 会 計	港 湾 事 業	189,968	181,224	8,744	4.8
	国民健康保険事業	17,430,928	17,381,120	49,808	0.3
	千光寺山索道事業	47,517	301,206	253,689	84.2
	駐 車 場 事 業	146,581	147,190	609	0.4
	夜間救急診療所事業	103,225	188,225	85,000	45.2
	公共下水道事業	1,737,398	1,639,186	98,212	6.0
	介護保険事業 (保険事業勘定)	16,401,600	15,708,745	692,855	4.4
	介護保険事業 (介護サービス事業勘定)	15,512	15,559	47	0.3
	漁業集落排水事業	20,074	19,071	1,003	5.3
	救護施設事業	274,386	246,951	27,435	11.1
	特定環境保全 公共下水道事業	182,984	187,854	4,870	2.6
	農業集落排水事業	35,120	32,497	2,623	8.1
	渡 船 事 業	38,776	32,901	5,875	17.9
	後期高齢者医療事業	2,100,766	2,109,197	8,431	0.4
特別会計合計		38,724,835	38,190,926	533,909	1.4
企 業 会 計	水 道 事 業	6,746,518	6,205,522	540,996	8.7
	病 院 事 業	20,031,669	15,924,727	4,106,942	25.8
	企業会計合計	26,778,187	22,130,249	4,647,938	21.0
総 合 計		123,873,022	118,541,175	5,331,847	4.5

## 2 一般会計予算の概要

### (1) 規模

平成26年度一般会計当初予算の規模は、583億7,000万円で、前年度に比べ0.3%の増となっている。これは、向島中央小学校建設事業や、高須小学校増築事業、消防救急無線デジタル化事業の実施など、投資的経費の伸びに加え、子育て世帯臨時特例給付金や臨時福祉給付金の実施が主な要因である。



(単位:千円、%)

年度	当初予算額	増減額	伸率
平成17	42,540,000	7,723,000	22.2
平成18	55,363,000	12,823,000	30.1
平成19	55,478,000	115,000	0.2
平成20	57,430,000	1,952,000	3.5
平成21	54,430,000	3,000,000	5.2
平成22	53,110,000	1,320,000	2.4
平成23	54,610,000	1,500,000	2.8
平成24	55,900,000	1,290,000	2.4
平成25	58,220,000	2,320,000	4.2
平成26	58,370,000	150,000	0.3

## (2) 一般会計予算の内容

## 歳入・歳出の目的別内訳

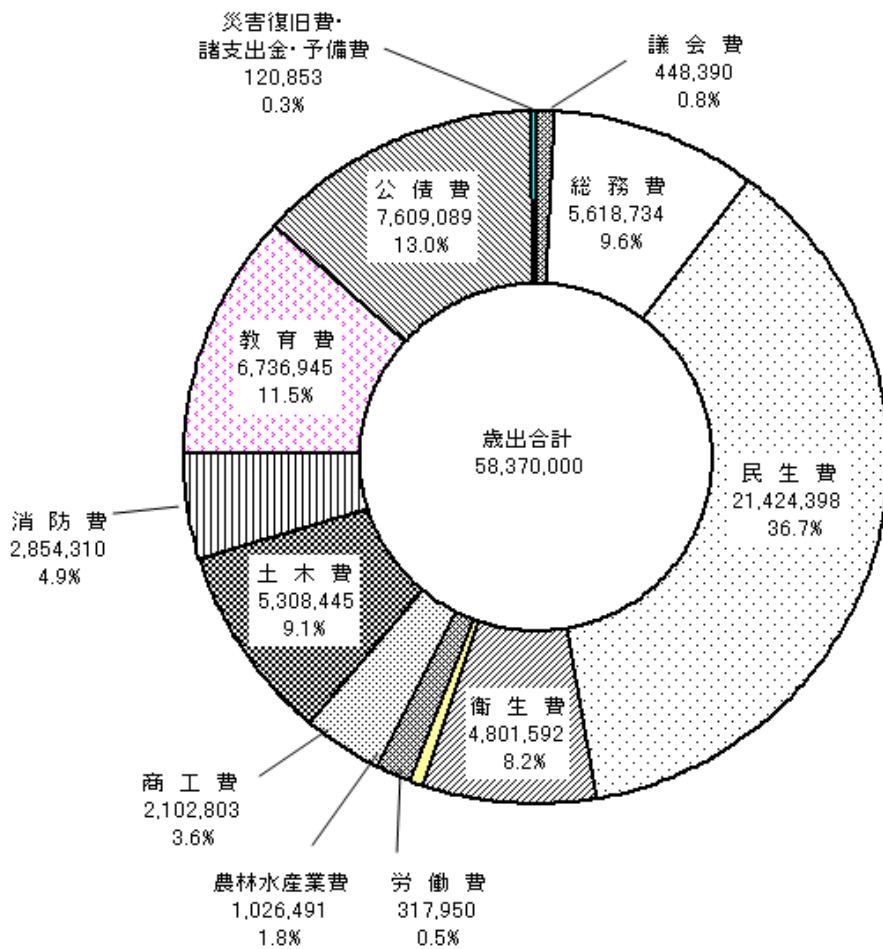
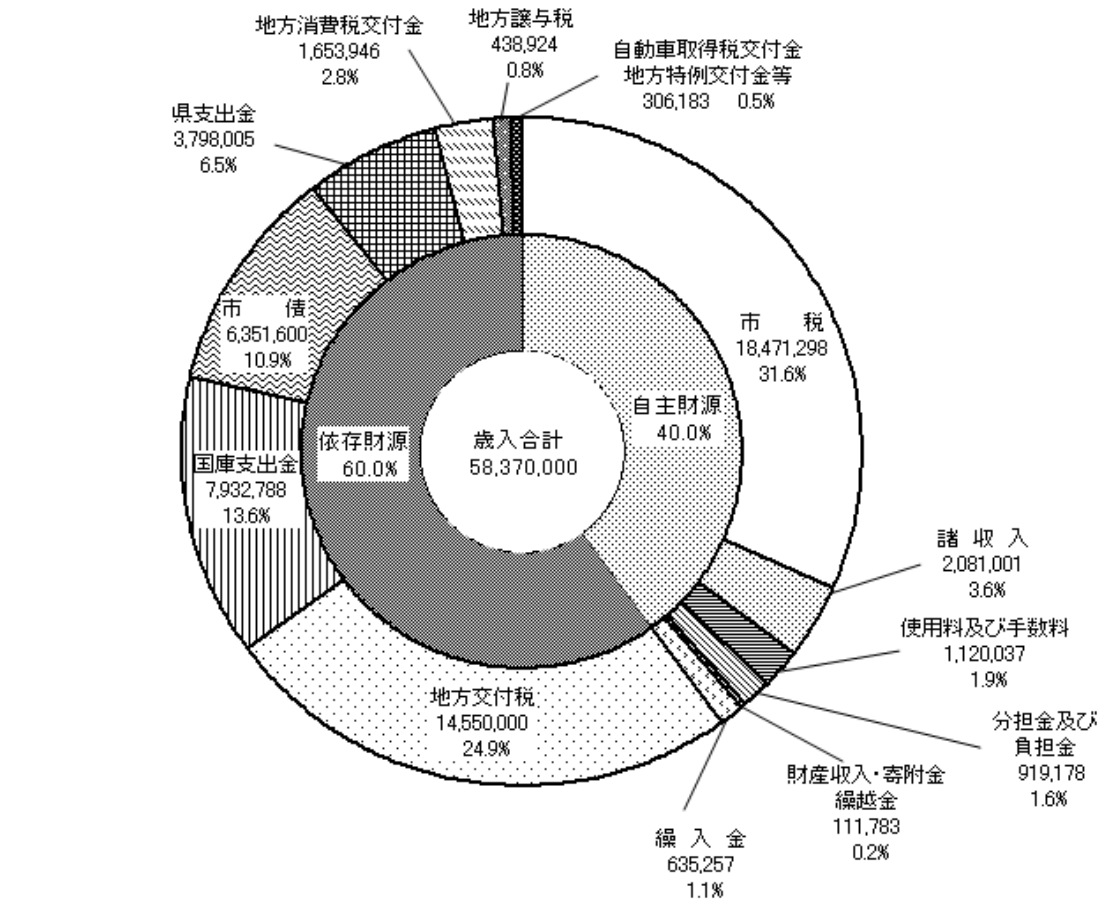
(単位：千円、%)

区 分	平成 26 年 度		平成 25 年 度		比 較		
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	伸 率	
歳 入	市 税	18,471,298	31.6	18,138,918	31.2	332,380	1.8
	地方譲与税	438,924	0.8	447,898	0.8	8,974	2.0
	利子割交付金	48,880	0.1	49,617	0.1	737	1.5
	配当割交付金	66,361	0.1	31,266	0.0	35,095	112.2
	株式等譲渡所得割交付金	20,838	0.0	7,982	0.0	12,856	161.1
	地方消費税交付金	1,653,946	2.8	1,337,267	2.3	316,679	23.7
	ゴルフ場利用税交付金	12,061	0.0	12,194	0.0	133	1.1
	自動車取得税交付金	76,472	0.1	136,667	0.2	60,195	44.0
	地方特例交付金	60,350	0.1	63,526	0.1	3,176	5.0
	地方交付税	14,550,000	24.9	14,850,000	25.5	300,000	2.0
	交通安全対策特別交付金	21,221	0.1	22,256	0.0	1,035	4.7
	分担金及び負担金	919,178	1.6	883,164	1.5	36,014	4.1
	使用料及び手数料	1,120,037	1.9	1,111,865	1.9	8,172	0.7
	国庫支出金	7,932,788	13.6	6,984,349	12.0	948,439	13.6
	県 支 出 金	3,798,005	6.5	3,909,051	6.7	111,046	2.8
	財 産 収 入	102,877	0.2	90,451	0.2	12,426	13.7
	寄 附 金	8,905	0.0	8,905	0.0	0	0.0
	繰 入 金	635,257	1.1	907,277	1.6	272,020	30.0
	繰 越 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
	諸 収 入	2,081,001	3.6	3,421,346	5.9	1,340,345	39.2
市 債	6,351,600	10.9	5,806,000	10.0	545,600	9.4	
合 計	58,370,000	100.0	58,220,000	100.0	150,000	0.3	
歳 出	議 会 費	448,390	0.8	450,799	0.8	2,409	0.5
	総 務 費	5,618,734	9.6	8,203,583	14.1	2,584,849	31.5
	民 生 費	21,424,398	36.7	20,235,396	34.7	1,189,002	5.9
	衛 生 費	4,801,592	8.2	5,102,809	8.8	301,217	5.9
	労 働 費	317,950	0.5	325,637	0.5	7,687	2.4
	農林水産業費	1,026,491	1.8	1,007,662	1.7	18,829	1.9
	商 工 費	2,102,803	3.6	2,034,477	3.5	68,326	3.4
	土 木 費	5,308,445	9.1	5,310,673	9.1	2,228	0.0
	消 防 費	2,854,310	4.9	2,781,520	4.8	72,790	2.6
	教 育 費	6,736,945	11.5	5,010,310	8.6	1,726,635	34.5
	災害復旧費	35,000	0.1	35,000	0.1	0	0.0
	公 債 費	7,609,089	13.0	7,621,702	13.1	12,613	0.2
	諸 支 出 金	35,853	0.1	50,432	0.1	14,579	28.9
	予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
合 計	58,370,000	100.0	58,220,000	100.0	150,000	0.3	



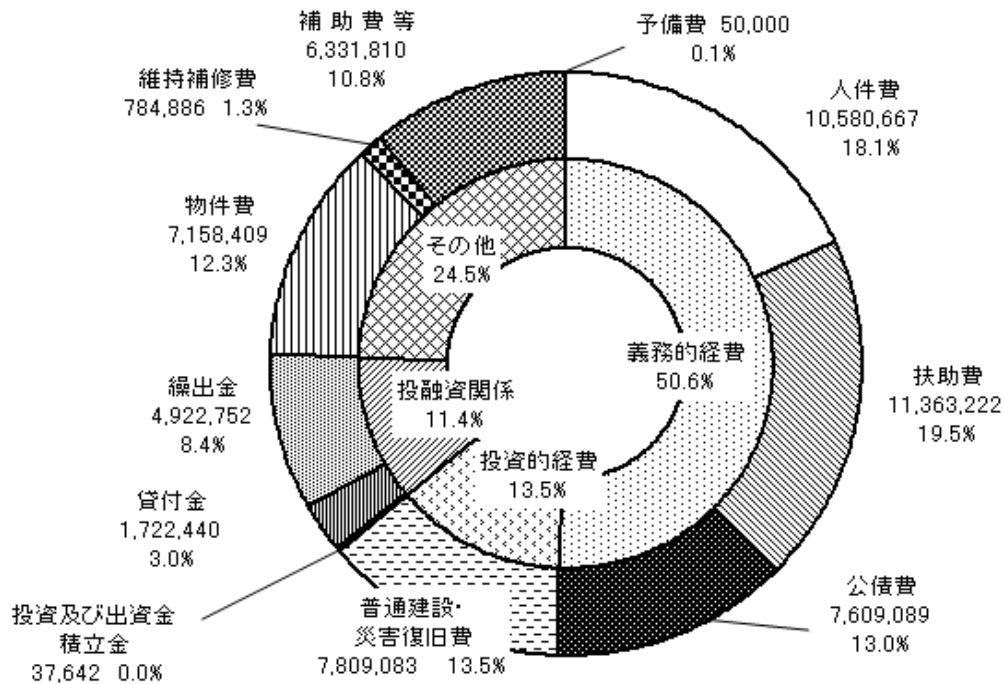
歳入・歳出の構成状況

(単位：千円、%)



(単位：千円、%)

## 歳出の性質別内訳



区分	平成26年度		平成25年度		比較			
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	伸率		
義務的経費	人件費	10,580,667	18.1	10,785,181	18.5	204,514	1.9	
	内訳	議員	334,385	0.6	332,830	0.6	1,555	0.5
		特別職	60,158	0.1	45,942	0.1	14,216	30.9
		一般職	9,419,707	16.1	9,706,720	16.7	287,013	3.0
		その他	766,417	1.3	699,689	1.1	66,728	9.5
		扶助費	11,363,222	19.5	11,110,089	19.1	253,133	2.3
	公債費	7,609,089	13.0	7,621,702	13.1	12,613	0.2	
計	29,552,978	50.6	29,516,972	50.7	36,006	0.1		
投資的経費	普通建設事業費	7,774,083	13.4	7,032,535	12.1	741,548	10.5	
	内訳	補助	3,656,382	6.3	2,076,957	3.6	1,579,425	76.0
		単独	4,117,701	7.1	4,955,578	8.5	837,877	16.9
	災害復旧事業費	35,000	0.1	35,000	0.1	0	0.0	
	内訳	補助	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		単独	35,000	0.1	35,000	0.1	0	0.0
計	7,809,083	13.5	7,067,535	12.2	741,548	10.5		
投融資関係	積立金	16,042	0.0	176,512	0.3	160,470	90.9	
	投資及び出資金	21,600	0.0	102,700	0.2	81,100	79.0	
	貸付金	1,722,440	3.0	1,756,240	3.0	33,800	1.9	
	繰出金	4,922,752	8.4	4,782,232	8.2	140,520	2.9	
	計	6,682,834	11.4	6,817,684	11.7	134,850	2.0	
その他	物件費	7,158,409	12.3	6,953,323	11.9	205,086	2.9	
	維持補修費	784,886	1.3	716,902	1.2	67,984	9.5	
	補助費等	6,331,810	10.8	7,097,584	12.2	765,774	10.8	
	予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0	
	計	14,325,105	24.5	14,817,809	25.4	492,704	3.3	
合計	58,370,000	100.0	58,220,000	100.0	150,000	0.3		

(3) 歳入予算

市 税

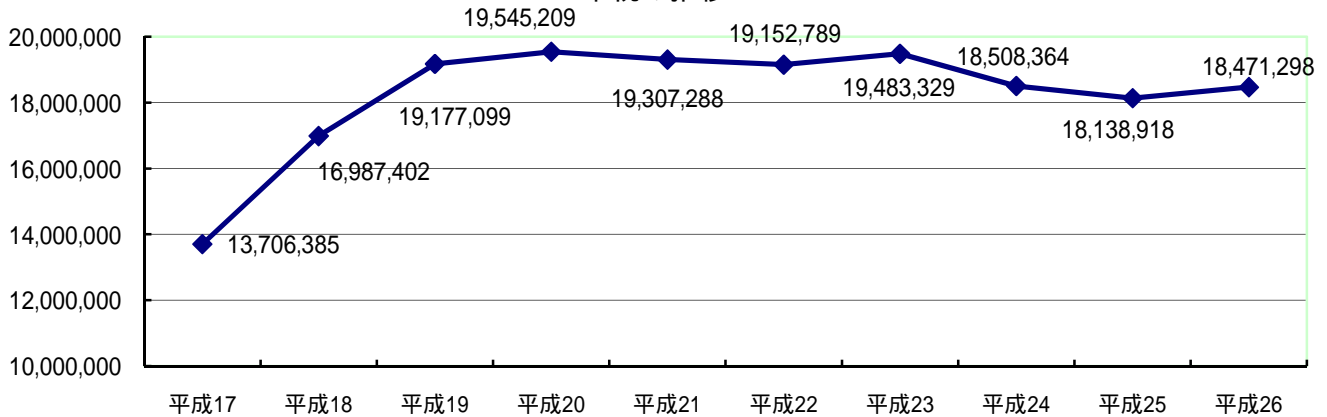
市税収入は184億7,129万8千円、対前年度比で3億3,238万円(1.8%)の増額となっている。これは、一部企業の業績改善が見られることから法人税割を対前年度比15.0%の増で見込んでいることが主な要因である。

(単位：千円、%)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	増 減 額	伸 率
市 税 総 額	18,471,298	18,138,918	332,380	1.8
うち 市 民 税	8,033,758	7,812,821	220,937	2.8
うち固定資産税	7,978,233	7,846,832	131,401	1.7
うち都市計画税	1,218,300	1,212,233	6,067	0.5

市税の推移

(単位：千円)



地方交付税

地方交付税は145億5,000万円で、前年度より3億円(2.0%)の減を見込んでいる。

国の地方財政計画によると地方交付税総額の伸率は1.0%となっているが、基準財政需要額のうち、人口や面積を基本とする包括算定経費が6.5%と減見込であることや、市税及び地方消費税交付金の増収による基準財政収入額の増加が見込まれることから、対前年度比2.0%の減額計上とした。

(単位：千円、%)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	増 減 額	伸 率
地 方 交 付 税	14,550,000	14,850,000	300,000	2.0
うち普通交付税	12,850,000	13,150,000	300,000	2.3
うち特別交付税	1,700,000	1,700,000	0	0.0

\* 実績

(単位：千円、%)

年 度	普通交付税 (伸率)	特別交付税 (伸率)	合 計 (伸率)
平成 21	11,798,489 (2.0)	1,757,273 (2.9)	13,555,762 (2.1)
平成 22	13,234,553 (12.2)	1,828,346 (4.0)	15,062,899 (11.1)
平成 23	13,063,940 (1.3)	1,783,693 (2.4)	14,847,633 (1.4)
平成 24	13,369,952 (2.3)	1,784,863 (0.1)	15,154,815 (2.1)
平成 25	13,357,152 (0.1)	未定	未定

平成25年度は2月補正後の見込額

## 市 債

市債は、63億5,160万円で、前年度に比べ5億4,560万円(9.4%)の増額となった。

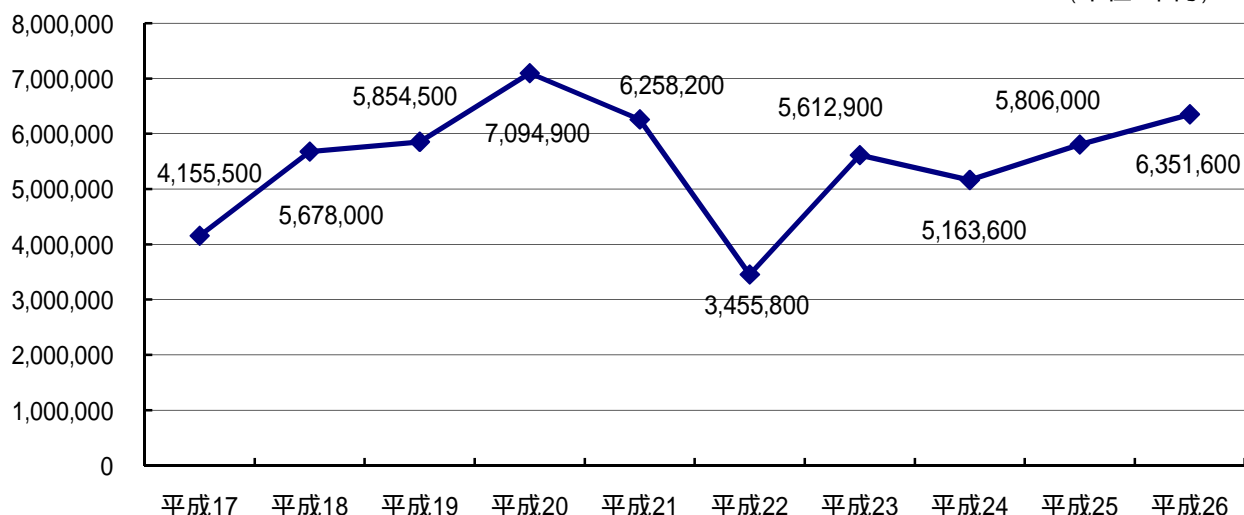
これは、公立大学法人尾道大学校舎建設事業や瀬戸田サンセットビーチ整備事業の終了に伴う減があるものの、向島中央小学校建設事業や消防救急無線デジタル化事業に伴う増により、増額となった。

(単位：千円、%)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	増 減 額	伸 率
総 務 債	0	1,318,200	1,318,200	皆減
民 生 債	184,900	24,000	160,900	670.4
衛 生 債	21,600	102,700	81,100	79.0
農林水産業債	13,400	18,400	5,000	27.2
商 工 債	17,100	10,400	6,700	64.4
土 木 債	1,009,700	746,700	263,000	35.2
消 防 債	507,900	116,400	391,500	336.3
教 育 債	1,750,000	781,200	968,800	124.0
臨時財政対策債	2,847,000	2,688,000	159,000	5.9
合 計	6,351,600	5,806,000	545,600	9.4
市債依存度	10.9	10.0	-	0.9

市債発行額の推移

(単位：千円)



#### (4) 歳出予算

##### 義務的経費

義務的経費は、295億5,297万8千円で対前年度比3,600万6千円(0.1%)の増額となっており、歳出予算に占める構成比率は50.6%で、対前年度比0.1ポイントの減となっている。

人件費については、退職者一部不補充による職員数の抑制に引き続き努めたことにより対前年度比2億451万4千円(1.9%)の減額となっている。

扶助費については、障害者自立支援給付費や私立保育園運営委託料の増額により、対前年度比2億5,313万3千円(2.3%)の増額となっている。

公債費は、国の経済対策による公共事業等の地方債発行額増加により地方債残高は増加しているものの、既発債の残高の減により対前年度比1,261万3千円(0.2%)の減額となっている。

##### 義務的経費の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 26 年 度		平成 25 年 度		比 較		
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	予 算 額	伸 率	
予 算 総 額	58,370,000	100.0	58,220,000	100.0	150,000	0.3	
義務的経費	29,552,978	50.6	29,516,972	50.7	36,006	0.1	
内 訳	人 件 費	10,580,667	18.1	10,785,181	18.5	204,514	1.9
	扶 助 費	11,363,222	19.5	11,110,089	19.1	253,133	2.3
	公 債 費	7,609,089	13.0	7,621,702	13.1	12,613	0.2

##### 投資的経費

地方財政計画において、補助・単独事業を合わせた投資的経費は対前年度比3.1%増とされている。

本市においては、公立大学法人尾道大学校舎建設事業や消防通信指令共同化事業が終了するものの、向島中央小学校建設事業や消防救急無線デジタル化事業の実施により、7億4,154万8千円(10.5%)の増額となった。

補助事業では、高須小学校給食調理場建設工事や(仮称)福田たちばな住宅建設事業が終了するものの、向島中央小学校建設事業や高須小学校増築事業の実施により、対前年度比15億7,942万5千円(76.0%)の増額となっている。

また、単独事業では消防救急無線デジタル化事業の増があるものの、公立大学法人尾道大学校舎建設事業や瀬戸田サンセットビーチ整備事業の終了により、対前年度比8億3,787万7千円(16.9%)の減額となっている。

##### 普通建設事業費の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 26 年 度	平成 25 年 度	増 減 額	伸 率
補 助 事 業 費	3,656,382	2,076,957	1,579,425	76.0
単 独 事 業 費	4,117,701	4,955,578	837,877	16.9
合 計	7,774,083	7,032,535	741,548	10.5

##### 投融资関係

投資及び出資金は、御調西部上水道出資金の減により8,110万円(79.0%)の減額となっている。積立金については、瀬戸田診療所管理運営基金積立の皆減等により、1億6,047万円(90.9%)の減額となっている。繰出金については、介護保険事業特別会計、国民健康保険事業特別会計への繰出の増により、1億4,052万円(2.9%)の増額となっている。

### その他経費

物件費については、小中学校コンピュータ整備や橋りょう定期点検委託料の増額により対前年度比2億508万6千円(2.9%)の増額となっている。

補助費等については、子育て世帯臨時特例給付金や臨時福祉給付金の増があるものの公立大学法人尾道大学への支援補助金の減により、対前年度比7億6,577万4千円(10.8%)の減額となっている。

### 公債費

\* 地方元利償還金の推移(一般会計当初予算)

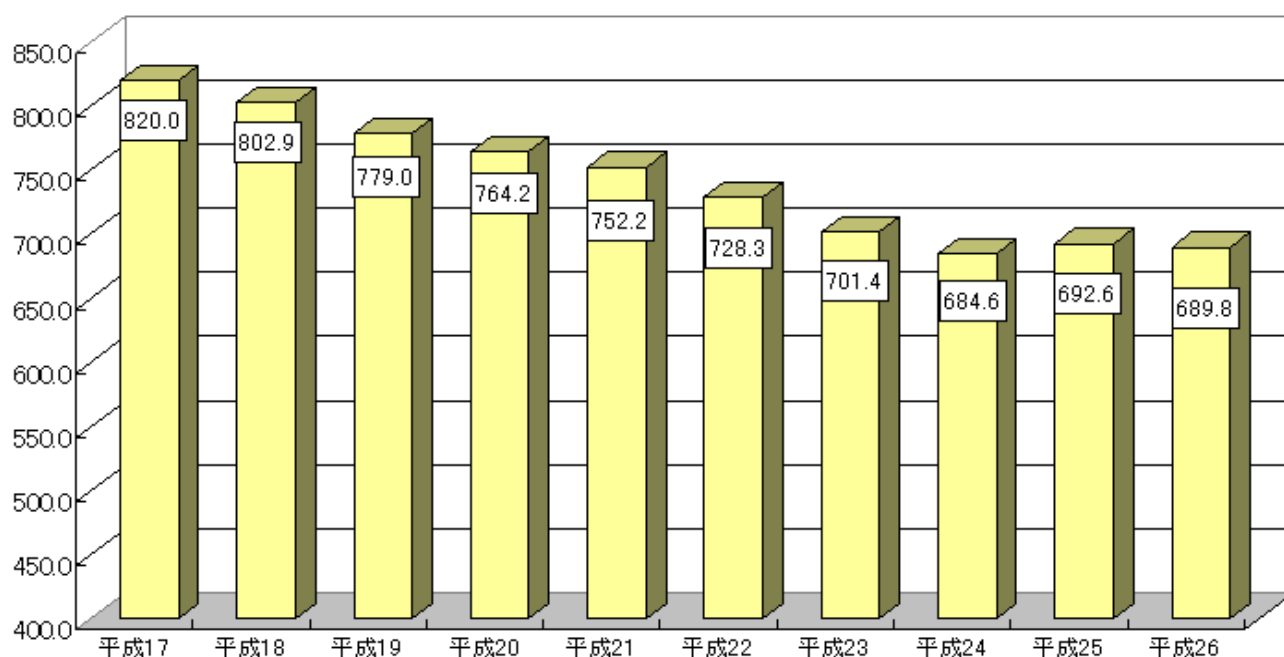
(単位:千円)

年度	元金	利子	計	年度	元金	利子	計
平成17	3,772,032	1,217,375	4,989,407	平成22	6,553,515	1,296,865	7,850,380
平成18	6,761,897	1,702,307	8,464,204	平成23	6,437,812	1,210,689	7,648,501
平成19	7,170,565	1,593,568	8,764,133	平成24	6,554,199	1,143,909	7,698,108
平成20	7,588,203	1,498,257	9,086,460	平成25	6,561,307	1,055,395	7,616,702
平成21	7,299,180	1,402,171	8,701,351	平成26	6,620,166	983,923	7,604,089

### (5) 個別指標(普通会計)

#### 地方債残高の推移

(単位:億円)



※平成25年度は2月補正後の見込、平成26年度は当初予算による見通し。

#### 普通会計財政指標

(単位:%)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度見込	平成26年度見通し
経常収支比率	88.8	91.9	93.8	92.8	94.7
実質公債費比率	11.0	9.9	9.4	9.4	9.3

平成25年度は2月補正後の見込、平成26年度は当初予算による見通し。

## 主要施策の概要 < 施策体系別 >

本市では、平成24年度から平成28年度までを期間とする尾道市総合計画後期基本計画を策定している。平成26年度も、まちづくりのテーマ『活力あふれ感性息づく芸術文化のまち 尾道 ~ともに高めあう尾道文化の創造~』を実現するために、実施計画に則って新しいまちづくりを推進していく。

目標とする都市像として設定した次の7つの政策の柱に沿って平成26年度の事業実施を図るものである。

### 1 多様な交流の輪が広がるまち

地方分権の時代、都市間競争の時代、また人口減少の時代に対応していくためには、まちの個性や特色を活かしながら、交流人口を増やし、まちの賑わいを高めていくことが重要となる。

そこで、「瀬戸内しまのわ2014」、「瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会」の開催やしまなみサイクルバスを導入することで「しまなみブランド」の確立を目指すとともに、「尾道松江線」の全線開通を前にクロスロードみつぎ整備事業を実施することで、市外から来訪しやすい環境づくりを進めていくこととする。

### 2 活力あふれる産業が育つまち

まちに活力をもたらし、豊かな市民生活を支える土台を築くためには、経済の安定的かつ持続的な成長を図っていくことが重要となる。

そこで、尾道市中小企業融資制度保証料特別補助の継続や県外事業者を尾道市へ誘致することを目的とした（仮称）おのみちサテライトオフィス誘致事業、おのみち「農」の担い手総合支援事業補助を実施することで、産業が活発で多様な働く場が充実したまちづくりを進めていくこととする。

### 3 尾道の持つ感性の豊かさが誇りになるまち

まちにゆとりと潤いを与える芸術・文化を創造していくためには、そこに暮らす人たちの感性の豊かさ芸術・文化を身近に親しめる環境づくりが重要となる。

そこで、歴史的風致維持向上事業による「風格のあるまち」づくりに継続して取り組むとともに、「瀬戸内しまのわ2014」協賛イベント「尾道お茶めぐり」の開催などにより、尾道に培われてきた文化を次世代へ承継する取り組みを進めていくこととする。

また、第39期囲碁棋聖戦尾道対局を実現させることで、囲碁のまちづくりを推進していくこととする。

## 4 市民と市が協働し、ともに創るまち

住民自治の確立と自立した地域社会を実現するためには、市民自らが自治の主体であることを認識し、市とともにまちづくりに取り組むことが重要となる。

そこで、市民満足度調査・政策形成事業を実施し、市民の想いを市政に取り入れ、協働のまちづくりを進めていくこととする。

## 5 心豊かに育ち、学び高めあうまち

子どもたちが将来を担い、大きくはばたいていくためには、基礎的な学力の定着を図るとともに、豊かな人間性と生きる力を高め育むことが重要である。また、市民一人ひとりが輝くためには、それぞれに活躍の場があり、自らの能力を高めることに生きがいを感じるということが重要となる。

そこで、尾道市教育さくらプラン3の実施に加え、平成27年度供用開始予定の向島中央小学校や（仮称）因島南小学校の建設事業など、学校・家庭・地域が協力して、夢と志を抱く子どもたちを育てていく。また、御調ソフトボール球場や瀬戸田中学校テニスコートなどの整備により、市民一人ひとりがスポーツに親しみ、健康づくりができる環境の整備を進めていくこととする。

## 6 暮らしの安全性と快適性が高いまち

尾道に住み続けたい、住んでみたいと思える魅力あるまちとするためには、まちの基本的な機能として、防災・防犯体制や生活基盤が整っていることが重要となる。

そこで、因島消防署建設事業や災害対策備蓄品拡充などを実施し、災害に強いまちづくりを進め市民・地域の安全・安心を確立するとともに、クリーンセンター整備事業などにより日常生活の快適性を高めていくこととする。

## 7 子育てや長寿を楽しみ、誰もが幸せに暮らせるまち

子育て世代や高齢者、障害を持つ人たちが生き生きと暮らしていくためには、一人ひとりの自立を基本に地域で助け合いながら、健康に暮らしていくことが重要となる。

そこで、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、電子システムを構築するとともに、（仮称）因島南認定こども園及び（仮称）因島南放課後児童クラブの整備事業を実施するほか、民間が実施する友愛保育園及び愛育保育園の整備事業について補助を行い、子育て環境の充実を図ることとする。

また、健康・医療面では、おのみち幸齢プロジェクトを立ち上げ、高齢者をはじめとする多様な世代がまちづくりの主役となる活力あふれる都市を目指して、健康づくりと地域医療の拡充を推進し、安心して子どもを育て、高齢者や障害を持つ人たちが不安なく健康に生活でき、誰もが健やかに暮らせるまちづくりを進めていくこととする。



## 施策体系別主要施策の概要

### 1 多様な交流の輪が広がるまち

(単位：千円)

予算費目	計	主 な 施 策				
総務費	121,452	おのみち散歩散走マップ作成	266	(525)		
		花と緑のまちづくり事業	90	(300)		
		尾道市国際交流推進協議会補助	1,500	(1,500)		
		広島空港整備事業地元負担金	2,195	(995)		
		(新)広島県交流・定住促進協議会負担金	402	(0)		
		しまなみ交流館運営事業	93,070	(89,811)		
		(新)しまなみ交流館音響設備改修基本計画策定	1,200	(0)		
		瀬戸内しま博覧会「瀬戸内しまのわ2014」実行委員会負担金	9,993	(6,662)		
		(新)向島町兼吉地区整備事業	11,500	(0)		
		中国横断自動車道尾道松江線建設促進期成同盟会負担金	191	(498)		
		WiFiフリ-スポット整備事業	1,045	(1,682)		
		商工費	410,354	しまなみ海道スリーデーマーチ実行委員会負担金	6,000	(5,000)
				瀬戸内しまなみ海道振興協議会負担金	9,501	(6,001)
				うち(新)台湾・韓国インバウンド対策事業	3,500	(0)
レンタサイクル事業	44,688			(41,000)		
(新)瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会実行委員会負担金	20,000			(0)		
(新)施設用備品(バンコノミチ)製作事業	1,000			(0)		
(新)尾道市観光大志事業	1,300			(0)		
写真のまち尾道四季展事業補助	1,450			(3,500)		
尾道港祭協会事業補助	9,000			(9,000)		
菊花展開催事業	4,338			(4,283)		
観光協会補助	55,059			(40,786)		
うち(新)夜間景観基本構想策定事業	10,000			(0)		
うち(新)物見やぐら設置事業	6,000			(0)		
広島県観光連盟負担金	3,600			(3,770)		
グルメ海の印象派おのみち事業補助	2,100			(1,200)		
うち(新)(仮称)グルメサミットin尾道事業	1,200			(0)		
住吉花火祭事業補助	2,250			(2,250)		
尾道灯りまつり負担金	2,300			(2,300)		
にこびんしゃん祭り補助	2,000			(2,000)		
水軍ふる里まつり振興協議会補助	6,400			(6,400)		
瀬戸田町夏まつり事業補助	4,500			(4,500)		
物産館・市民ギャラリー運営	5,001			(3,585)		
観光施設維持管理	139,027			(113,903)		
瀬戸内しまなみ海道サイクリング大会尾道市実行委員会負担金	6,000			(6,000)		
(新)しまなみサイクルバス購入費補助	20,000			(0)		
尾道市イベント実行委員会負担金	7,050			(550)		
うち(新)しまのわPR及び賑わい創出事業	6,100			(0)		
うち(新)冬の賑わい創出事業	400			(0)		
銀山街道沿線市町等連携協議会負担金	50			(50)		
全国仮装大会inおのみち実行委員会負担金	3,500			(3,500)		

主な施策欄の( )内は、前年度予算額

(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策		
商 工 費 (つづき)		お蔵出し映画祭実行委員会負担金	2,500	(3,000)
		花薫る尾道ウォーク実行委員会負担金	300	(1,000)
		花と潮風かおる尾道むかいしまウォーク実行委員会負担金	300	(440)
		フラワーカーペット実行委員会負担金	800	(800)
		(新)第2回今治・尾道スイーツ対決事業補助	500	(0)
		尾道商業会議所記念館管理運営事業	7,639	(7,391)
		歩行者ネットワーク整備事業(瀬戸田町瀬戸田)	18,000	(11,000)
		ツール・ド・いくちじま実行委員会負担金	3,000	(3,000)
		瀬戸田サンセットビーチ管理運営事業	21,201	(19,867)
土 木 費	160,950	みなとオアシス瀬戸田事業	1,000	(1,000)
		みなとオアシス尾道事業	300	(300)
		尾道ポーターミナル周辺等賑わい創出事業	3,600	(3,000)
		(新)みなとオアシスSea級グルメ全国大会負担金	2,200	(0)
		(新)クロスロードみつぎ整備事業	153,850	(0)
教 育 費	7,500	高校生絵のまち尾道四季展事業補助	1,500	(6,300)
		絵のまち尾道四季展事業補助	5,000	(4,500)
		(新)尾道お茶めぐり実行委員会負担金	1,000	(0)
千光寺山索道事業特別会計	47,517	千光寺山索道事業	47,517	(301,206)
合 計	747,773			

## 2 活力あふれる産業が育つまち

(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策		
労 働 費	259,760	労働金庫預託金	250,000	(250,000)
		緊急雇用対策基金事業	9,260	(32,359)
		尾道市中小企業人材育成セミナー運営委員会負担金	500	(500)
農林水産業費	518,466	県営農業農村整備事業県工事負担金(御調河内第2地区)	8,000	(10,500)
		県営ため池整備事業県工事負担金(峠池)	12,000	(13,500)
		小規模農業基盤整備事業	115,000	(54,640)
		農業用施設改良補修事業	123,986	(127,004)
		「おのみちスローフード」まちづくり事業	1,400	(1,200)
		新規就農者育成交付金事業	12,684	(16,849)
		おのみち「農」の担い手総合支援事業補助	14,000	(14,000)
		農業者戸別所得補償制度推進事業	2,675	(1,923)
		向島洋らんセンター管理事業	7,685	(7,740)
		因島フラワーセンター管理事業	12,090	(11,845)
		シトラスパーク管理運営事業	22,388	(25,147)
		林道整備等事業	28,500	(14,000)
		中山間地域等直接支払事業	23,490	(22,250)
		おのみちの森づくり事業	19,240	(19,710)
		イノシシ等農業被害対策事業	18,538	(19,359)
		うち鳥獣被害緊急総合支援事業補助	1,505	(1,500)
中小漁業設備資金融資預託	7,000	(10,000)		

主な施策欄の( )内は、前年度予算額

(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策		
農林水産業費 (つづき)		(新)新規漁業就業者育成漁船漁具等整備事業補助	1,800	(0)
		漁船保険加入奨励事業補助	16,472	(16,172)
		各種稚魚稚貝放流事業補助	4,886	(4,886)
		アサリ資源増加対策事業	5,185	(4,500)
		(新)尾道季節の地魚の店認定事業補助	500	(0)
		水産物供給基盤機能保全事業県工事負担金(吉和漁港)	4,000	(0)
		水産環境整備事業県工事負担金(向島地区)	3,000	(6,000)
		漁港海岸保全施設整備事業(泊漁港)	52,000	(36,000)
		農地相談員設置	1,947	(1,946)
商 工 費	1,422,200	小規模事業者経営改善資金貸付等利子補給	30,000	(30,000)
		工場等設置奨励金等	93,335	(153,657)
		中小企業運転資金融資預託	1,080,000	(1,080,000)
		中小企業設備資金融資預託	120,000	(120,000)
		中小企業融資信用保証料補助	20,000	(20,000)
		尾道市中小企業融資制度保証料特別補助	18,000	(8,000)
		創業支援利子補給	4,000	(5,300)
		信用保証協会保証事務負担金	12,420	(13,800)
		東京事務所費	17,745	(17,596)
		(新)通信環境改善支援事業補助	5,000	(0)
		(新)(仮称)おのみちサテライトオフィス誘致事業	10,500	(0)
		因島技術センター運営補助	8,200	(8,200)
		海事都市推進事業	3,000	(3,500)
		合 計	2,200,426	

## 3 尾道の持つ感性の豊かさが誇りになるまち

(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策		
総 務 費	46,976	公会堂管理運営費	29,533	(26,631)
		しまなみ交流館・ベルカントホール自主事業	15,643	(15,594)
		空き家情報提供事業	1,800	(1,800)
衛 生 費	15,619	C O <sub>2</sub> 削減推進事業	500	(500)
		環境学習促進事業	800	(800)
		おのみちしぐさ啓発事業	819	(819)
		住宅用太陽光発電システム普及促進事業(市単独制度分)	13,500	(15,000)
土 木 費	147,092	歴史的風致維持向上事業	145,592	(148,606)
		屋上広告物撤去補助	1,500	(1,500)
教 育 費	232,579	美術館事業	42,828	(39,142)
		圓鋸勝三彫刻記念公園運営事業	15,540	(11,358)
		(新)平山郁夫美術館空調設備更新	75,000	(0)
		(新)尾道お茶めぐり実行委員会負担金(再掲)	1,000	(0)
		囲碁のまちづくり推進事業	6,196	(6,130)
		(新)第39期囲碁棋聖戦尾道対局実行委員会負担金	3,000	(0)
		本因坊秀策囲碁記念館管理運営事業	10,331	(7,561)
おのみち文学の館運営事業	11,774	(11,468)		

主な施策欄の( )内は、前年度予算額

(単位：千円)

予算費目	計	主な施策		
教育費 (つづき)		おのみち映画資料館運営事業	11,716	(11,210)
		おのみち歴史博物館運営事業	10,741	(9,343)
		文化施設整備	6,800	(3,500)
		尾道ゆかりの文化人記念事業	1,000	(6,066)
		文化財保存修理事業補助	34,892	(18,203)
		民俗文化財保存事業補助	1,761	(1,711)
合計	442,266			

## 4 市民と市が協働し、ともに創るまち

(単位：千円)

予算費目	計	主な施策		
議会費	3,486	市議会本会議インターネット配信事業	722	(678)
		議会だより印刷	2,764	(2,172)
総務費	94,927	広報おのみち発行	23,485	(22,794)
		市政テレビ放送	6,455	(6,210)
		市政ラジオ放送	7,300	(6,996)
		有線放送維持費補助	890	(890)
		地域づくり活動支援事業	8,452	(8,452)
		町内会活動費補助	27,416	(27,416)
		市民活動支援事業	5,222	(4,531)
		協働のまちづくり事業	560	(594)
		しま・まちおこし支援事業	85	(86)
		(新)中庄地区やぐら整備補助	2,500	(0)
		(新)河内地区みあがり踊り保存会太鼓整備補助	2,400	(0)
(新)市民満足度調査・政策形成事業	10,162	(0)		
合計	98,413			

## 5 心豊かに育ち、学び高めあうまち

(単位：千円)

予算費目	計	主な施策		
総務費	521,273	市民センターむかいしま管理運営	33,026	(29,879)
		サンボル尾道維持管理費	12,307	(12,607)
		公立大学法人尾道市立大学補助	390,940	(1,767,946)
		うち施設整備費補助	0	(1,393,724)
		尾道市立大学校舎解体撤去工事	85,000	(0)
民生費	12,216	青少年健全育成事業	12,216	(12,179)
労働費	49,689	勤労青少年ホーム管理運営	32,966	(31,721)
		勤労青少年ホーム活動費	2,823	(2,835)
		(新)千光寺公園グラウンド整備事業	13,900	(0)
教育費	3,267,779	尾道教育さくらプラン3	70,110	(73,510)
		うち学校図書館司書活用事業	3,960	(1,656)
		外国語指導助手招致費	41,452	(41,818)
		スクールソーシャルワーカー活用事業	6,300	(4,080)
		尾道高等学校私学運営費補助	5,000	(5,000)
		ICT活用支援事業	2,063	(1,365)
		(新)小学校統合支援事業	21,067	(0)
		向島中央小学校建設事業	1,693,314	(49,779)
		(仮称)因島南小学校建設事業	313,956	(176,411)
		高須小学校給食調理場建設事業	10,900	(396,685)

主な施策欄の( )内は、前年度予算額

(単位：千円)

予算費目	計	主な施策		
教育費 (つづき)		学校給食調理等業務	29,729	(6,613)
		高須小学校校舎増築事業	285,900	(11,000)
		小学校耐震改修事業	80,000	(121,166)
		遠距離通学対策(スクールバス運行等)	86,965	(65,208)
		非構造部材耐震点検業務	34,432	(0)
		中学校耐震改修事業	37,000	(0)
		(新)中学校給食導入事業	6,000	(0)
		(新)高等学校耐震改修事業	4,500	(0)
		幼稚園耐震改修事業	5,696	(8,000)
		幼稚園就園奨励費	91,080	(76,800)
		私立幼稚園運営費補助	8,056	(8,092)
		私立認定こども園運営費補助	4,800	(3,000)
		(新)東生口公民館建設事業	49,000	(0)
		生涯学習推進事業	7,477	(7,887)
		生涯学習センター管理運営	14,458	(14,371)
		放課後子ども教室事業	16,684	(16,863)
		成人式事業	3,440	(3,408)
		公民館管理運営	142,239	(141,685)
		公民館活動事業	6,578	(6,562)
		因島運動公園管理運営	11,678	(8,576)
		尾道・今治・松江スポーツ交歓大会	1,150	(1,050)
		尾道市体育協会補助	9,300	(7,700)
		市民スポーツ広場整備事業	40,900	(30,000)
(新)御調ソフトボール球場整備事業	34,500	(0)		
(新)エンジョイトライアスロン尾道in瀬戸田運営委員会負担金	200	(0)		
(新)瀬戸田中学校テニスコート整備事業	81,060	(0)		
市民プール運営事業	10,795	(6,845)		
合計	3,850,957			

## 6 暮らしの安全性と快適性が高いまち

(単位：千円)

予算費目	計	主な施策		
総務費	469,148	電子自治体推進事業	271,489	(259,520)
		地域安全対策事業	4,460	(4,860)
		南生口地区バス待合所整備	22,000	(0)
		その他交通安全施設整備	36,962	(35,376)
		防災対策事業	28,029	(39,297)
		うち(新)おのみち防災リーダー育成事業補助	260	(0)
		うち(新)一時避難場所看板設置	2,200	(0)
		うち自主防災組織育成支援事業補助	3,000	(3,000)
		港内渡船経営改善資金貸付等利子補給	2,800	(5,600)
		生活航路維持確保対策事業	22,408	(9,586)
		生活交通路線維持事業	81,000	(74,000)
		民生費	16,647	災害応急資材・物資備蓄
うち(新)災害対策備蓄品拡充	15,000			(0)

主な施策欄の( )内は、前年度予算額

(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策				
衛生費	2,554,120	塵芥収集事業	595,298	(649,233)		
		うちパッカー車購入	6,200	(0)		
		甲世衛生組合負担金	35,267	(31,614)		
		再資源化事業	78,434	(75,751)		
		ごみ減量対策事業	9,274	(8,414)		
		塵芥処理事業	908,601	(908,802)		
		し尿収集事業	156,025	(149,347)		
		し尿処理事業	374,358	(358,794)		
		うち瀬戸田汚泥再生処理センター運営管理委託	57,292	(50,101)		
		尾道大橋パーキングエリア維持管理	3,433	(3,689)		
		(新)尾道市クリーンセンター整備事業	14,100	(0)		
		斎場運營業務	84,564	(83,027)		
		小型浄化槽設置補助	149,870	(151,950)		
		御調西部上水道拡張事業出資	21,600	(102,700)		
		上水道事業負担金	123,296	(52,357)		
		農林水産業費	71,370	小規模崩壊地復旧事業	38,870	(48,660)
				海岸保全施設等整備事業県工事負担金	4,000	(4,000)
県営基幹農道整備事業県工事負担金	10,000			(2,400)		
(新)ため池簡易耐震診断等事業	8,500			(0)		
(新)基盤整備促進事業(油屋新開排水機場)	10,000			(0)		
商工費	7,490	消費生活相談等事業	5,432	(5,413)		
		消費者行政活性化事業	2,058	(2,617)		
土木費	3,175,299	子育て等支援住宅リフォーム補助	10,000	(10,000)		
		港湾整備事業県工事負担金	85,000	(100,000)		
		離島航路対策事業	38,960	(17,177)		
		航路改善計画策定事業	40	(1,460)		
		離島航路船舶建造事業	281,627	(80,733)		
		百島マイクロバス運行事業	5,156	(5,145)		
		まち灯り整備事業	500	(500)		
		外灯設置補助	10,190	(5,700)		
		防犯灯設置及び維持	36,689	(35,332)		
		防犯灯管球交換委託	9,500	(10,100)		
		急傾斜地崩壊防止事業(維持修繕含む)	66,001	(53,001)		
		急傾斜地崩壊防止事業県工事負担金	4,000	(2,000)		
		道路構造物性状調査	10,000	(0)		
		市内各所道路維持補修・原材料等	390,338	(369,348)		
		県道維持補修費	69,305	(69,772)		
		山波高須線1号橋(高須町)	30,000	(10,000)		
		橋りょう長寿命化事業	70,000	(82,000)		
		排水路等維持改良	194,391	(164,415)		
		污水处理施設維持管理(工業団地・流通団地)	29,591	(29,080)		
		住宅団地污水处理施設維持管理(平原台・竜王台・ひよりが丘・虹が丘)	84,933	(75,587)		
		大田川河川改良事業(高須町・山波町)	12,000	(2,500)		
		門田川河川改良事業(栗原町)	16,000	(14,000)		
		大迫川河川改良事業(栗原町)	30,000	(9,500)		
		江口川河川改良事業(因島三庄町)	57,110	(38,000)		
高潮対策事業県工事負担金	4,000	(1,000)				

主な施策欄の( )内は、前年度予算額

(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策		
土 木 費 (つづき)		県河川維持補修費	10,200	(10,200)
		その他河川維持改良	43,828	(92,031)
		因島運動公園多目的球技場整備(因島重井町)	90,000	(90,000)
		都市公園施設改修事業	16,300	(19,100)
		公園緑地維持管理業務	34,561	(35,771)
		市営住宅指定管理事業	64,992	(63,600)
		市営住宅改修	25,100	(32,800)
		優良賃貸住宅供給促進事業	23,974	(24,666)
		木造住宅耐震診断・改修補助	1,000	(1,000)
		久保長江線(久保2工区)(東久保町・西久保町)	52,500	(150,000)
		湊土井線(因島三庄町)	10,000	(2,700)
		街路事業県工事負担金(栗原町・因島三庄町)	3,000	(11,000)
		森金江奥線(向東町)	73,000	(30,100)
		三軒家福地浜線(福地町)	19,500	(10,100)
		東新涯線(高須町)	16,000	(22,000)
		日比崎線(日比崎町)	57,000	(25,600)
		森金堤線(向東町)	21,000	(30,000)
		三成ヶ丘1号線(美ノ郷町三成)	37,000	(30,000)
		山波45号線(山波町)	13,500	(9,000)
		川尻江奥線(向島町)	34,000	(59,000)
		高根中央線(瀬戸田町高根)	24,000	(24,000)
		御寺・荻線(瀬戸田町荻)	20,000	(9,000)
		向浜・折古線(因島三庄町)	27,000	(13,000)
		中野垂水線(瀬戸田町鹿田原)	12,000	(0)
		国道184号墓地造成受託事業	92,600	(10,000)
		田熊・土生線(因島田熊町)	18,000	(0)
		県道改良費(御調町綾目・菅)	75,000	(50,000)
		道路改良事業県工事負担金(高根島線外4路線)	25,000	(13,000)
		その他道路新設改良等(維持修繕工事除く)	264,400	(235,600)
		浸水対策等整備事業(向島町)	100,000	(60,000)
	塩浜ポンプ場整備事業(因島土生町)	241,013	(債務負担)	
	(新)西浦ポンプ場整備事業(因島中庄町)	12,500	(0)	
	才崎新開ポンプ場整備事業(瀬戸田町名荷)	72,000	(3,200)	
消 防 費	2,788,205	消防団器具庫建設事業(三幸分団・今津野分団)	27,739	(22,639)
		小型動力ポンプ積載車整備事業	20,257	(18,656)
		消火栓新設改良工事負担金	12,000	(25,000)
		消防団員活動事業	97,924	(119,689)
		消防団運営事業	66,538	(69,043)
		常備消防事業	1,875,885	(1,880,552)
		うち(新)消防通信指令共同業務費	25,540	(0)
		因島消防署建設事業	37,745	(75,632)
		消防救急無線デジタル化事業	600,817	(25,000)
		防火水槽設置事業	5,800	(5,000)
		消防車両整備事業(常備消防)	43,500	(56,000)

主な施策欄の( )内は、前年度予算額

(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策		
教育費	11,678	因島運動公園管理運営事業(再掲)	11,678	(8,576)
公共下水道事業特別会計	1,737,398	公共下水道事業	1,737,398	(1,639,186)
		うち測量設計委託料	59,000	(42,536)
		うち管渠築造工事	57,000	(77,000)
		うち浄化センター再構築事業	62,100	(80,000)
		うち浄化センター増設事業	100,000	(80,000)
		うち高西東新涯ポンプ場建設事業	200,000	(90,000)
		うち(新)黒崎水路整備事業	25,000	(0)
		うち芦田川流域下水道汚泥処理施設建設事業	5,248	(5,189)
特定環境保全公共下水道事業特別会計	182,984	特定環境保全公共下水道事業	182,984	(187,854)
		うち芦田川流域下水道汚泥処理施設建設事業	571	(577)
漁業集落排水事業特別会計	20,074	漁業集落排水事業	20,074	(19,071)
農業集落排水事業特別会計	35,120	農業集落排水事業	35,120	(32,497)
		うち(新)ストックマネジメント業務委託料	2,400	(0)
港湾事業特別会計	189,968	港湾事業	189,968	(181,224)
		うち港湾施設整備費	5,450	(5,300)
渡船事業特別会計	38,776	渡船事業	38,776	(32,901)
		うち(新)細島航路船舶建造事業	5,000	(0)
合 計	11,298,277			

## 7 子育てや長寿を楽しみ、誰もが幸せに暮らせるまち

(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策		
民生費	15,168,193	家庭保育園等事業	27,546	(46,316)
		うち認可化移行促進事業	2,000	(18,000)
		乳幼児等医療助成事業	217,774	(236,808)
		ブックスタート・プラス事業及びブック・ステップアップ事業	5,280	(5,200)
		放課後児童クラブ運営	88,735	(91,202)
		子育て支援センター事業	15,909	(13,677)
		うち(新)みつぎ子育て支援センター運営委託	2,380	(0)
		ファミリー・サポート・センター事業	2,393	(2,434)
		地域子育て家庭支援事業補助	1,000	(1,000)
		病児・病後児保育委託	9,000	(9,000)
		児童手当給付	2,112,111	(2,154,103)
		ひとり親家庭等医療助成事業	55,500	(56,252)
		児童扶養手当給付	545,117	(550,134)
		母子家庭自立支援給付	10,600	(12,223)
		母子生活支援施設措置委託	24,000	(24,414)
		子ども・子育て支援事業計画策定事業	2,225	(3,800)
		(新)子ども・子育て支援新制度電子システム構築事業	16,000	(0)
		(新)子ども・子育て例規整備委託	1,080	(0)
		(仮称)因島南放課後児童クラブ整備事業	75,000	(0)
		(新)保育コンシェルジュ配置事業	2,044	(0)
		保育所耐震補強事業	3,400	(57,500)
		(仮称)因島南認定こども園整備事業	184,000	(5,500)
		(仮称)因島北認定こども園敷地整備事業	9,000	(60,000)
		(新)友愛保育園整備補助	104,688	(0)

主な施策欄の( )内は、前年度予算額



(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策		
民生費 (つづき)		(新)愛育保育園整備補助	15,789	(0)
		延長保育事業補助	1,500	(1,200)
		私立保育園運営委託	1,030,000	(883,000)
		一時保育事業補助	3,000	(4,000)
		休日保育事業	1,334	(1,556)
		保育士等処遇改善臨時特例事業	19,291	(0)
		保育所広域入所事業	2,126	(2,124)
		発達障害児等支援指導事業	2,800	(2,400)
		(新)子育て世帯臨時特例給付金給付事業	170,508	(0)
		尾道ふれあいの里整備事業	16,140	(31,200)
		シルバー人材センター補助	17,500	(10,440)
		老人クラブ連合会事業補助	9,940	(10,150)
		高齢者生きがい対策事業	4,600	(4,600)
		敬老祝金品支給	7,400	(8,000)
		敬老会事業	38,000	(38,000)
		敬老用乗車・船券等負担金	233,400	(228,000)
		地区集会施設等リフォーム補助	20,000	(20,000)
		介護従事者養成・就労支援補助	4,500	(3,100)
		寝具乾燥サービス事業	6,000	(6,000)
		生活支援ハウス運営事業	8,000	(8,000)
		緊急通報体制等整備事業	6,300	(6,500)
		老人保護措置費	335,000	(336,400)
		(新)高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	8,000	(0)
		(新)いきいきサロントイレ美化事業	23,800	(0)
		(新)臨時福祉給付金給付事業	563,613	(0)
		社会福祉協議会補助	60,000	(60,000)
		自立支援給付費	2,857,000	(2,630,000)
		相談支援事業	33,500	(33,500)
		地域活動支援センター 型事業補助	12,000	(12,000)
		地域生活支援給付(日中一時支援)	52,000	(49,000)
		日常生活用具給付	35,000	(33,500)
		地域生活支援給付(移動支援)	30,000	(27,000)
		心身障害者優待乗車証等負担金	38,682	(38,693)
		特別障害者手当等	89,000	(92,000)
		重症心身障害者福祉年金	8,400	(8,400)
		重度心身障害者医療助成	585,000	(575,000)
		(新)障害者保健福祉計画・障害福祉計画策定事業	3,700	(0)
		こども発達支援センター負担金	1,500	(2,000)
		障害児通所給付費等	350,000	(274,000)
		障害児通所利用負担軽減事業	10,000	(10,000)
		生活保護費	2,730,000	(2,850,000)
	後期高齢者医療事業療養給付費負担金	2,044,868	(2,128,143)	
	地域密着型サービス施設整備補助	145,000	(70,000)	
	施設等開設準備等支援補助	21,600	(16,200)	

主な施策欄の( )内は、前年度予算額

(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策		
衛 生 費	1,711,252	妊婦・乳幼児健康診査委託	98,860	(98,474)
		母子訪問指導事業	4,291	(3,846)
		5歳児相談事業	4,493	(3,928)
		未熟児養育医療事業	6,509	(7,962)
		予防接種事業	312,786	(333,487)
		成人健康診査事業	130,121	(125,488)
		うちがん検診個別受診勧奨事業	1,156	(1,701)
		病院群輪番制事業負担金	72,024	(72,169)
		在宅当番医事業委託	9,846	(9,846)
		歯科在宅当番医事業委託	2,539	(2,539)
		広島県地域保健医療推進機構負担金	6,298	(6,299)
		小児科診療支援事業	2,301	(0)
		産科・救急医確保支援事業	9,981	(9,882)
		院内保育施設運営費補助	1,280	(1,400)
		小児救急医療等事業補助	90,000	(80,000)
		因島地域救急医療事業	1,362	(0)
		看護専門学校補助	3,600	(3,600)
		市民病院事業負担金	494,114	(568,507)
		みつぎ総合病院事業負担金	385,425	(389,151)
		救急医療シンポジウム開催	405	(405)
		医師確保奨学金事業	38,400	(33,600)
(新)けんしんサポーター支援事業	800	(0)		
後期高齢者健康診査委託	16,062	(14,395)		
自殺対策緊急強化事業	712	(1,012)		
公衆衛生推進協議会補助	19,043	(18,372)		
教 育 費	4,380	人権啓発事業	3,196	(4,733)
		部落解放研修活動費補助	300	(300)
		男女共同参画社会づくり事業	884	(923)
国民健康保険事業特別会計	17,430,928	国民健康保険事業	17,430,928	(17,381,120)
夜間救急診療所事業特別会計	103,225	夜間救急診療所事業	103,225	188,225
介護保険事業特別会計	16,417,112	保険事業勘定	16,401,600	(15,708,745)
		介護サービス事業勘定	15,512	(15,559)
救護施設事業特別会計	274,386	救護施設事業	274,386	(246,951)
後期高齢者医療事業特別会計	2,100,766	後期高齢者医療事業	2,100,766	(2,109,197)
合 計	53,210,242			

主な施策欄の( )内は、前年度予算額

## 8 おのみち幸齢プロジェクト

(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策		
民生費		(新)幸齢者学校事業	100	(0)
		(新)高齢者の居場所「ばんこ」づくり事業	-	-
		(新)高齢者等地域活動支援助成事業	-	-
衛生費		(新)60歳からのサイク輪(リング)事業	50	(0)
農林水産業費		(新)ええじゃないか農プロジェクト事業	1,191	(0)
教育費		(新)ふれあい給食事業	-	-
		(新)地域活動実践者育成事業(地域プロデューサー養成講座)(再掲)	150	(0)
		(新)(仮称)アラ還ピック	-	-
公共下水道事業特別会計		(新)黒崎水路整備事業(再掲)	25,000	(0)
介護保険事業特別会計		シルバーリハビリ体操事業(再掲)	2,390	(2,688)
		(新)認知症高齢者見守りネットワーク事業	744	(0)
合 計	29,625			

## 9 そ の 他

(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策		
総務費		庁舎整備検討業務	26,400	(8,300)
		うち(新)地質調査・敷地等測量	19,400	(0)
		(新)行政手続支援業務委託	1,728	(0)
		航空写真撮影業務	18,000	(0)
		納税案内センター設置事業	9,967	(9,818)
		旅券発給事務費	2,424	(2,297)
		市議市長選挙費	3,132	(0)
		県議会議員選挙費	12,273	(0)
		因島重井土地改良区総代選挙費	481	(0)
		農業委員会委員選挙費	15,769	(0)
		(新)都市計画基図作成事業	15,000	(0)
土木費				
合 計	105,174			

主な施策欄の( )内は、前年度予算額

## 新市建設計画事業

(単位：千円)

事業区分	予算額	主要な施策
<b>1 世界と交流するまちへ</b>	117,263	
多彩な交流・連携の推進	103,262	ベル・カントホール自主事業 6,863 みなとオアシス瀬戸田事業 1,000 みなとオアシス尾道事業 300 歩行者ネットワーク整備事業(瀬戸田町瀬戸田) 18,000 おのみち文学の館運営事業 11,774 囲碁のまちづくり推進事業 6,196 瀬戸田サンセットビーチ管理運営 21,201 シトラスパーク管理運営事業 22,388 圓鍔勝三彫刻記念公園管理運営事業 15,540
観光の振興	14,001	瀬戸内しまなみ海道振興協議会負担金 9,501 瀬戸田夏まつり事業補助 4,500
<b>2 出会いとドラマを演出するまちへ</b>	382,889	
拠点地区の整備	25,639	尾道商業会議所記念館管理運営事業 7,639 歩行者ネットワーク整備事業(瀬戸田町瀬戸田)(再掲) 18,000
地域内道路網の整備	357,250	久保長江線道路改良事業(東久保町・西久保町) 52,500 湊土井線道路改良事業(因島三庄町) 10,000 街路事業県工事負担金 3,000 (長江線・浜畑家老渡線) 森金江奥線道路改良事業(向東町) 73,000 三成ヶ丘1号線道路改良事業(美ノ郷町三成) 37,000 山波45号線道路改良事業(山波町) 13,500 高根中央線道路改良事業(瀬戸田町高根) 24,000 川尻江奥線道路改良事業(向島町) 34,000 延命寺山崎線道路改良事業(因島中庄町) 4,000 得納・東大谷線道路改良事業(瀬戸田町林) 8,000 五本松・下大谷線道路改良事業(瀬戸田町荻) 3,000 向浜・折古線道路改良事業(因島三庄町) 27,000 御寺・荻線道路改良事業(瀬戸田町荻) 20,000 壱本松・祖羅線道路改良事業(瀬戸田町福田) 5,000

(単位：千円)

事業区分	予算額	主要な施策
		中野垂水線道路改良事業(瀬戸田町鹿田原) 12,000 下川辺尾道線(県道改良)(御調町菅) 10,000 道路改良事業県工事負担金 21,250 (尾道新市線、西浦三庄田熊線、高根島線、向島循環線)
<b>3 産業ルネッサンスのまちへ</b>	192,755	
農林水産業の振興	46,980	市行分収造林事業 4,367 人工造林事業 1,500 松くい虫被害対策事業 5,435 土地改良施設維持管理適正化事業 1,140 イノシシ等農業用被害対策事業 18,538 水産物供給基盤機能保全事業県工事負担金(吉和漁港) 4,000 県営ため池整備事業県工事負担金(峠池) 12,000
商工業の振興	145,775	尾道商業会議所記念館管理運営事業(再掲) 7,639 地域産業活性化事業 111,936 (企業立地促進事業・ニュービジネス振興事業・ 東京事務所運営) 因島技術センター運営補助 8,200 歩行者ネットワーク整備事業(瀬戸田町瀬戸田)(再掲) 18,000

(単位：千円)

事業区分	予算額	主要な施策
<b>4 優しさを共有するまちへ</b>	1,545,790	
地域福祉の推進	20,000	地域介護予防活動支援事業 20,000
福祉サービスの充実	908,700	じん臓機能障害者通院扶助事業 1,700 障害児通所利用負担軽減事業 10,000 自立支援給付(訓練等給付) 897,000
健康づくりの推進と医療の充実	187,634	病院群輪番制事業 72,024 在宅当番医事業 9,846 歯科在宅当番医事業 2,539 夜間救急診療所事業 103,225
子育て支援の充実	417,240	放課後児童クラブ運営 88,735 保育サービス充実事業 42,203 (延長保育、一時保育、休日保育、乳幼児保育等の実施) 子育て支援推進事業 18,302 (子育て相談の実施等) (仮称)因島南認定こども園整備事業 184,000 (仮称)因島北認定こども園敷地整備事業 9,000 (仮称)因島南放課後児童クラブ整備事業 75,000
青少年の健全育成	12,216	青少年健全育成事業 12,216
<b>5 未来を拓く住民活力を培うまちへ</b>	3,146,137	
人権の尊重	3,496	人権教育・啓発事業 3,496
男女共同参画社会の形成	884	男女共同参画社会づくり事業 884
コミュニティ活動の推進	90,407	地域づくり活動支援事業 8,452 集会所改修事業(瀬戸田町名荷) 19,200 市政テレビ・ラジオの充実事業 13,755 東生口公民館建設事業 49,000
学校教育の充実	2,897,793	向島中央小学校建設事業 1,693,314 (仮称)因島南小学校建設事業 313,956 高須小学校給食調理場建設事業 10,900 高須小学校校舎増築事業 285,900 小学校耐震改修事業 80,000 中学校耐震改修事業 37,000 高等学校耐震改修事業 4,500 幼稚園耐震改修事業 5,696

(単位：千円)

事業区分	予算額	主要な施策
		(仮称)因島南認定こども園整備事業(再掲) 184,000 (仮称)因島北認定こども園敷地整備事業(再掲) 9,000 (仮称)因島南放課後児童クラブ整備事業(再掲) 75,000 JETプログラム事業 41,452 尾道教育さくらプラン3 70,110 スクールバス運行事業 86,965
生涯学習の推進	19,693	青少年健全育成事業(再掲) 12,216 生涯学習推進事業 7,477
芸術・文化の振興	13,363	高校生絵のまち尾道四季展事業 1,500 絵のまち尾道四季展事業 5,000 ベル・カントホール自主事業(再掲) 6,863
スポーツ・レクリエーションの振興	120,501	尾道市体育協会補助 9,300 因島運動公園多目的球技場整備事業(因島重井町) 90,000 瀬戸田サンセットビーチ管理運営(再掲) 21,201
<b>6 自然と共生した快適な生活のまちへ</b>	<b>2,831,117</b>	
自然環境の保全と活用	182,984	特定環境保全公共下水道事業 182,984
循環型社会の構築	97,093	ごみ減量化推進事業 97,093
安全な生活の確保	500,058	浸水対策等整備事業(向島町) 100,000 排水路等整備事業(因島地域) 16,500 港湾海岸保全施設整備事業県工事負担金 16,300 高潮対策事業県工事負担金 4,000 塩浜ポンプ場整備事業(因島土生町) 241,013 西浦ポンプ場整備事業(因島中庄町) 12,500 才崎新開ポンプ場整備事業(瀬戸田町名荷) 72,000 因島消防署建設事業 37,745
生活基盤の整備	2,050,982	御調西部上水道拡張事業 21,600 生活道路整備事業(瀬戸田地域) 19,000 因島運動公園多目的球技場整備事業(因島重井町)(再掲) 90,000 公共下水道事業 1,737,398 特定環境保全公共下水道事業(再掲) 182,984
合計	8,215,951	(再掲分624,903を含む)

# 使用料・手数料等の改定資料

## 一般会計（使用料【消費税率改定に伴う改定分】）

区 分	歳 入 影響額 (千円)	改 定 内 容																														
駐車場使用料	607	<p style="text-align: right;">単位：円</p> <p>【駐車場使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>（例：庁舎南駐車場）</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>金額</th> <th>【改定後】</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入庫から30分を超え 1時間30分まで（平日）</td> <td rowspan="2">200</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">210</td> </tr> <tr> <td>入庫から1時間まで（休日）</td> </tr> <tr> <td>24時間上限</td> <td>2,400</td> <td></td> <td>2,470</td> </tr> </tbody> </table> <p>（例：専用駐車場）</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>月額使用料</th> <th>【改定後】</th> <th>月額使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西久保駐車場</td> <td>6,930</td> <td></td> <td>7,130</td> </tr> <tr> <td>栗原東二丁目駐車場</td> <td>5,040</td> <td></td> <td>5,180</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	金額	【改定後】	金額	入庫から30分を超え 1時間30分まで（平日）	200		210	入庫から1時間まで（休日）	24時間上限	2,400		2,470	使用区分	月額使用料	【改定後】	月額使用料	西久保駐車場	6,930		7,130	栗原東二丁目駐車場	5,040		5,180					
使用区分	金額	【改定後】	金額																													
入庫から30分を超え 1時間30分まで（平日）	200		210																													
入庫から1時間まで（休日）																																
24時間上限	2,400		2,470																													
使用区分	月額使用料	【改定後】	月額使用料																													
西久保駐車場	6,930		7,130																													
栗原東二丁目駐車場	5,040		5,180																													
公会堂使用料	108	<p>【公会堂使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>8:30 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大集会場</td> <td>8,000</td> <td>12,500</td> <td>17,000</td> <td>33,500</td> </tr> <tr> <td>別館21号</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,900</td> <td>3,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>平日、入場料徴収なしの場合</p> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>8:30 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大集会場</td> <td>8,220</td> <td>12,850</td> <td>17,480</td> <td>34,450</td> </tr> <tr> <td>別館21号</td> <td>1,020</td> <td>1,440</td> <td>1,950</td> <td>4,010</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	8:30 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日	大集会場	8,000	12,500	17,000	33,500	別館21号	1,000	1,400	1,900	3,900	使用区分	8:30 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日	大集会場	8,220	12,850	17,480	34,450	別館21号	1,020	1,440	1,950	4,010
使用区分	8:30 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日																												
大集会場	8,000	12,500	17,000	33,500																												
別館21号	1,000	1,400	1,900	3,900																												
使用区分	8:30 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日																												
大集会場	8,220	12,850	17,480	34,450																												
別館21号	1,020	1,440	1,950	4,010																												
しまなみ交流館使用料	325	<p>【しまなみ交流館使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>18:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>12,700</td> <td>21,200</td> <td>27,600</td> <td>55,200</td> </tr> <tr> <td>市民ギャラリー</td> <td>1,300</td> <td>2,100</td> <td>2,800</td> <td>5,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>平日、入場料徴収なしの場合</p> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>18:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>13,060</td> <td>21,800</td> <td>28,380</td> <td>56,770</td> </tr> <tr> <td>市民ギャラリー</td> <td>1,330</td> <td>2,160</td> <td>2,880</td> <td>5,650</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日	ホール	12,700	21,200	27,600	55,200	市民ギャラリー	1,300	2,100	2,800	5,500	使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日	ホール	13,060	21,800	28,380	56,770	市民ギャラリー	1,330	2,160	2,880	5,650
使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日																												
ホール	12,700	21,200	27,600	55,200																												
市民ギャラリー	1,300	2,100	2,800	5,500																												
使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日																												
ホール	13,060	21,800	28,380	56,770																												
市民ギャラリー	1,330	2,160	2,880	5,650																												
御調文化会館使用料	5	<p>【御調文化会館使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>18:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>5,180</td> <td>6,920</td> <td>8,650</td> <td>17,310</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>1,620</td> <td>1,830</td> <td>2,400</td> <td>5,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>入場料徴収なし、市民の場合</p> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>18:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>5,320</td> <td>7,110</td> <td>8,890</td> <td>17,800</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>1,660</td> <td>1,880</td> <td>2,460</td> <td>5,650</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日	大ホール	5,180	6,920	8,650	17,310	料理実習室	1,620	1,830	2,400	5,500	使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日	大ホール	5,320	7,110	8,890	17,800	料理実習室	1,660	1,880	2,460	5,650
使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日																												
大ホール	5,180	6,920	8,650	17,310																												
料理実習室	1,620	1,830	2,400	5,500																												
使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日																												
大ホール	5,320	7,110	8,890	17,800																												
料理実習室	1,660	1,880	2,460	5,650																												



一般会計（使用料【消費税率改定に伴う改定分】）

区 分	歳 入 影響額 (千円)	改 定 内 容																											
瀬戸田市民会館使用料	20	<p style="text-align: right;">単位：円</p> <p>【瀬戸田市民会館使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハル・カトホール</td> <td>5,250</td> <td>7,870</td> <td>10,500</td> <td>19,950</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,400</td> <td>8,090</td> <td>10,800</td> <td>20,520</td> </tr> </tbody> </table> <p>平日、入場料徴収なしの場合</p>	使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日	ハル・カトホール	5,250	7,870	10,500	19,950	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日	5,400	8,090	10,800	20,520									
使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日																									
ハル・カトホール	5,250	7,870	10,500	19,950																									
9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日																										
5,400	8,090	10,800	20,520																										
サンボル尾道使用料	80	<p>【サンボル尾道使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~21:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室(1)(2)</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>会議室(1)</td> <td>1,100</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> <td>2,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~21:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>610</td> <td>820</td> <td>1,020</td> <td>1,950</td> </tr> <tr> <td>1,130</td> <td>1,230</td> <td>1,640</td> <td>2,980</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~21:00	全日	研修室(1)(2)	600	800	1,000	1,900	会議室(1)	1,100	1,200	1,600	2,900	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~21:00	全日	610	820	1,020	1,950	1,130	1,230	1,640	2,980
使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~21:00	全日																									
研修室(1)(2)	600	800	1,000	1,900																									
会議室(1)	1,100	1,200	1,600	2,900																									
9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~21:00	全日																										
610	820	1,020	1,950																										
1,130	1,230	1,640	2,980																										
生口島開発総合センター使用料	3	<p>【生口島開発総合センター使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">基本使用料</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>娯楽室(1)</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>娯楽室(2)</td> <td>750</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>3,000</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本使用料</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,050</td> <td>3,080</td> </tr> <tr> <td>770</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>3,080</td> <td>4,110</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本使用料は使用時間4時間まで            昼間とは、4月～9月にあつては9:00～18:00、10月～3月にあつては9:00～17:00            夜間とは、4月～9月にあつては18:00～22:00、10月～3月にあつては17:00～22:00</p>	使用区分	基本使用料		昼間	夜間	娯楽室(1)	2,000	3,000	娯楽室(2)	750	1,000	調理実習室	3,000	4,000	基本使用料		昼間	夜間	2,050	3,080	770	1,020	3,080	4,110			
使用区分	基本使用料																												
	昼間	夜間																											
娯楽室(1)	2,000	3,000																											
娯楽室(2)	750	1,000																											
調理実習室	3,000	4,000																											
基本使用料																													
昼間	夜間																												
2,050	3,080																												
770	1,020																												
3,080	4,110																												
市民センターむかいしま文化ホール使用料	72	<p>【市民センターむかいしま文化ホール使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>18:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>7,400</td> <td>12,300</td> <td>16,000</td> <td>32,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>18:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,610</td> <td>12,650</td> <td>16,450</td> <td>32,910</td> </tr> </tbody> </table> <p>平日、入場料徴収なしの場合</p>	使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日	ホール	7,400	12,300	16,000	32,000	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日	7,610	12,650	16,450	32,910									
使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日																									
ホール	7,400	12,300	16,000	32,000																									
9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日																										
7,610	12,650	16,450	32,910																										

一般会計（使用料【消費税率改定に伴う改定分】）

区 分	歳 入 影響額 (千円)	改 定 内 容																					
みつぎいこい会館 使用料	23	<p>【みつぎいこい会館使用料の改定例（抜粋）】 <span style="float: right;">単位：円</span></p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間 使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室1・2 (1室)</td> <td>500</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>研修室3</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>510</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>410</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>410</td> <td>510</td> </tr> </tbody> </table>	使用時間 使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	研修室1・2 (1室)	500	700	研修室3	400	500	和室	400	500	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	510	710	410	510	410	510	
使用時間 使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00																					
研修室1・2 (1室)	500	700																					
研修室3	400	500																					
和室	400	500																					
9:00 ~12:00	13:00 ~17:00																						
510	710																						
410	510																						
410	510																						
因島市民会館使用 料	86	<p>【因島市民会館使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>18:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>10,310</td> <td>20,620</td> <td>25,710</td> <td>51,550</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>18:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,600</td> <td>21,200</td> <td>26,440</td> <td>53,020</td> </tr> </tbody> </table> <p>平日、入場料徴収なし、市民の場合</p>	使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日	大ホール	10,310	20,620	25,710	51,550	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日	10,600	21,200	26,440	53,020			
使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日																			
大ホール	10,310	20,620	25,710	51,550																			
9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日																				
10,600	21,200	26,440	53,020																				
総合福祉センター 使用料	20	<p>【総合福祉センター使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階会議室</td> <td>600</td> <td>1,100</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>1階集会室(和室)</td> <td>2,300</td> <td>3,700</td> <td>4,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>610</td> <td>1,130</td> <td>1,230</td> </tr> <tr> <td>2,360</td> <td>3,800</td> <td>4,730</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	1階会議室	600	1,100	1,200	1階集会室(和室)	2,300	3,700	4,600	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	610	1,130	1,230	2,360	3,800	4,730
使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00																				
1階会議室	600	1,100	1,200																				
1階集会室(和室)	2,300	3,700	4,600																				
9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00																					
610	1,130	1,230																					
2,360	3,800	4,730																					
生きがい活動推進 センター使用料	1	<p>【生きがい活動推進センター使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>2,200</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1,200</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,260</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>1,230</td> <td>2,050</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	集会室	2,200	3,700	研修室	1,200	2,000	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	2,260	3,800	1,230	2,050						
使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00																					
集会室	2,200	3,700																					
研修室	1,200	2,000																					
9:00 ~12:00	12:00 ~17:00																						
2,260	3,800																						
1,230	2,050																						
向島中央老人福祉 会館使用料	8	<p>【向島中央老人福祉会館使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間 使用区分</th> <th>9:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室（10畳）</td> <td>600</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>和室（36畳）</td> <td>1,200</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>2,200</td> <td>3,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>9:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>610</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>1,230</td> <td>2,050</td> </tr> <tr> <td>2,260</td> <td>3,800</td> </tr> </tbody> </table>	使用時間 使用区分	9:00 ~17:00	17:00 ~21:00	和室（10畳）	600	1,000	和室（36畳）	1,200	2,000	集会室	2,200	3,700	9:00 ~17:00	17:00 ~21:00	610	1,020	1,230	2,050	2,260	3,800	
使用時間 使用区分	9:00 ~17:00	17:00 ~21:00																					
和室（10畳）	600	1,000																					
和室（36畳）	1,200	2,000																					
集会室	2,200	3,700																					
9:00 ~17:00	17:00 ~21:00																						
610	1,020																						
1,230	2,050																						
2,260	3,800																						

一般会計（使用料【消費税率改定に伴う改定分】）

区 分	歳 入 影響額 (千円)	改 定 内 容																											
墓園墓地使用料	2	<p style="text-align: right;">単位：円</p> <p>【墓園墓地使用料の改定例（抜粋）】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【現行】</th> <th>【改定後】</th> </tr> <tr> <th>使用期間 使用区分</th> <th>1区画年額</th> <th>1区画年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>因島墓園 (管理料)</td> <td>4,120</td> <td>4,320</td> </tr> </tbody> </table>	【現行】		【改定後】	使用期間 使用区分	1区画年額	1区画年額	因島墓園 (管理料)	4,120	4,320																		
【現行】		【改定後】																											
使用期間 使用区分	1区画年額	1区画年額																											
因島墓園 (管理料)	4,120	4,320																											
千光寺公園使用料	12	<p>【千光寺公園使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>(例：千光寺公園グラウンド)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【現行】</th> <th>【改定後】</th> </tr> <tr> <th>使用時間 使用区分</th> <th>3時間</th> <th>3時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千光寺公園グラウンドの占有使用</td> <td>1,000</td> <td>1,020</td> </tr> </tbody> </table> <p>(例：千光寺公園多目的展示場)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【現行】</th> <th>【改定後】</th> </tr> <tr> <th>使用期間 使用区分</th> <th>1か月につき</th> <th>1か月につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千光寺公園多目的展示場</td> <td>73,000</td> <td>75,080</td> </tr> </tbody> </table> <p>(例：展望台)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【現行】</th> <th>【改定後】</th> </tr> <tr> <th>使用期間 使用区分</th> <th>月額</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展望台付食堂</td> <td>15,000 以上</td> <td>15,420 以上</td> </tr> </tbody> </table>	【現行】		【改定後】	使用時間 使用区分	3時間	3時間	千光寺公園グラウンドの占有使用	1,000	1,020	【現行】		【改定後】	使用期間 使用区分	1か月につき	1か月につき	千光寺公園多目的展示場	73,000	75,080	【現行】		【改定後】	使用期間 使用区分	月額	月額	展望台付食堂	15,000 以上	15,420 以上
【現行】		【改定後】																											
使用時間 使用区分	3時間	3時間																											
千光寺公園グラウンドの占有使用	1,000	1,020																											
【現行】		【改定後】																											
使用期間 使用区分	1か月につき	1か月につき																											
千光寺公園多目的展示場	73,000	75,080																											
【現行】		【改定後】																											
使用期間 使用区分	月額	月額																											
展望台付食堂	15,000 以上	15,420 以上																											
農村環境改善センター施設使用料	57	<p>【農村環境改善センター施設使用料の改定例（抜粋）】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【現行】</th> <th>【改定後】</th> </tr> <tr> <th>使用時間 使用区分</th> <th>9:00 ~ 12:00</th> <th>9:00 ~ 12:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール (スポーツ使用)</td> <td>1,300</td> <td>1,330</td> </tr> </tbody> </table>	【現行】		【改定後】	使用時間 使用区分	9:00 ~ 12:00	9:00 ~ 12:00	多目的ホール (スポーツ使用)	1,300	1,330																		
【現行】		【改定後】																											
使用時間 使用区分	9:00 ~ 12:00	9:00 ~ 12:00																											
多目的ホール (スポーツ使用)	1,300	1,330																											

一般会計（使用料【消費税率改定に伴う改定分】）

区 分	歳 入 影響額 (千円)	改 定 内 容																
因島フラワーセンター使用料	0	<p style="text-align: right;">単位：円</p> <p>【因島フラワーセンター使用料の改定例（抜粋）】</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">【現行】</td> <td colspan="2">【改定後】</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td>9:00 ~ 17:00</td> <td>9:00 ~ 17:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>芝生広場</td> <td>10,500</td> <td>10,800</td> <td></td> </tr> </table>	【現行】		【改定後】		使用時間	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00		使用区分				芝生広場	10,500	10,800	
【現行】		【改定後】																
使用時間	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00																
使用区分																		
芝生広場	10,500	10,800																
尾道商業会議所記念館使用料	5	<p>【尾道商業会議所記念館使用料の改定例（抜粋）】</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">【現行】</td> <td colspan="2">【改定後】</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td>10:00 ~ 12:00</td> <td>10:00 ~ 12:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>議場</td> <td>1,000</td> <td>1,020</td> <td></td> </tr> </table> <p>入場料徴収なしの場合</p>	【現行】		【改定後】		使用時間	10:00 ~ 12:00	10:00 ~ 12:00		使用区分				議場	1,000	1,020	
【現行】		【改定後】																
使用時間	10:00 ~ 12:00	10:00 ~ 12:00																
使用区分																		
議場	1,000	1,020																
因島野外ステージ使用料	0	<p>【因島野外ステージ使用料の改定例（抜粋）】</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">【現行】</td> <td colspan="2">【改定後】</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td>4時間以内</td> <td>4時間以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>因島野外ステージ</td> <td>2,000</td> <td>2,050</td> <td></td> </tr> </table> <p>入場料徴収なしの場合</p>	【現行】		【改定後】		使用時間	4時間以内	4時間以内		使用区分				因島野外ステージ	2,000	2,050	
【現行】		【改定後】																
使用時間	4時間以内	4時間以内																
使用区分																		
因島野外ステージ	2,000	2,050																
因島アメニティ公園使用料	2	<p>【因島アメニティ公園使用料の改定例（抜粋）】</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">【現行】</td> <td colspan="2">【改定後】</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td>4時間以内</td> <td>4時間以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交流室</td> <td>400</td> <td>410</td> <td></td> </tr> </table>	【現行】		【改定後】		使用時間	4時間以内	4時間以内		使用区分				交流室	400	410	
【現行】		【改定後】																
使用時間	4時間以内	4時間以内																
使用区分																		
交流室	400	410																
向島町立花自然活用村使用料	1	<p>【向島町立花自然活用村使用料の改定例（抜粋）】</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">【現行】</td> <td colspan="2">【改定後】</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td>全日</td> <td>全日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伝習室</td> <td>5,250</td> <td>5,400</td> <td></td> </tr> </table>	【現行】		【改定後】		使用時間	全日	全日		使用区分				伝習室	5,250	5,400	
【現行】		【改定後】																
使用時間	全日	全日																
使用区分																		
伝習室	5,250	5,400																

一般会計（使用料【消費税率改定に伴う改定分】）

区分	歳入影響額 (千円)	改定内容																																				
千光寺公園南斜面専用駐車場使用料	17	<p style="text-align: right;">単位：円</p> <p>【千光寺公園南斜面専用駐車場使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <th>使用期間 使用区分</th> <th>月額</th> </tr> <tr> <td>1区画</td> <td>5,040</td> </tr> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <tr> <th>月額</th> </tr> <tr> <td>5,180</td> </tr> </table>	使用期間 使用区分	月額	1区画	5,040	月額	5,180																														
使用期間 使用区分	月額																																					
1区画	5,040																																					
月額																																						
5,180																																						
港湾使用料	93	<p>【港湾使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <th>施設</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>栈橋</td> <td>係船料</td> <td>係留1回総トン数1トンにつき12時間まで</td> <td>1.67</td> </tr> <tr> <td>待合所</td> <td>使用料</td> <td>1㎡1日までごとに</td> <td>34.65</td> </tr> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <tr> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>1.71</td> </tr> <tr> <td>35.64</td> </tr> </table>	施設	種別	単位	使用料	栈橋	係船料	係留1回総トン数1トンにつき12時間まで	1.67	待合所	使用料	1㎡1日までごとに	34.65	使用料	1.71	35.64																					
施設	種別	単位	使用料																																			
栈橋	係船料	係留1回総トン数1トンにつき12時間まで	1.67																																			
待合所	使用料	1㎡1日までごとに	34.65																																			
使用料																																						
1.71																																						
35.64																																						
污水处理施設使用料	2,392	<p>【污水处理施設使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>排出量 1 m<sup>3</sup>あたり</td> <td>600 × 105/100</td> </tr> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <tr> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>648</td> </tr> </table> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般用</td> <td rowspan="2">10m<sup>3</sup>まで</td> <td rowspan="2">1,000 × 105/100</td> <td>10m<sup>3</sup>超 20m<sup>3</sup>以下</td> <td>140 × 105/100</td> </tr> <tr> <td>20m<sup>3</sup>超 30m<sup>3</sup>以下</td> <td>160 × 105/100</td> </tr> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">10m<sup>3</sup>まで</td> <td rowspan="2">1,080</td> <td>10m<sup>3</sup>超 20m<sup>3</sup>以下</td> <td>151.2</td> </tr> <tr> <td>20m<sup>3</sup>超 30m<sup>3</sup>以下</td> <td>172.8</td> </tr> </table>	単位	使用料	排出量 1 m <sup>3</sup> あたり	600 × 105/100	使用料	648	種別	基本料金		超過料金		排除汚水量	金額	排除汚水量	金額	一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,000 × 105/100	10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> 以下	140 × 105/100	20m <sup>3</sup> 超 30m <sup>3</sup> 以下	160 × 105/100	基本料金		超過料金		排除汚水量	金額	排除汚水量	金額	10m <sup>3</sup> まで	1,080	10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> 以下	151.2	20m <sup>3</sup> 超 30m <sup>3</sup> 以下	172.8
単位	使用料																																					
排出量 1 m <sup>3</sup> あたり	600 × 105/100																																					
使用料																																						
648																																						
種別	基本料金		超過料金																																			
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額																																		
一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,000 × 105/100	10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> 以下	140 × 105/100																																		
			20m <sup>3</sup> 超 30m <sup>3</sup> 以下	160 × 105/100																																		
基本料金		超過料金																																				
排除汚水量	金額	排除汚水量	金額																																			
10m <sup>3</sup> まで	1,080	10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> 以下	151.2																																			
		20m <sup>3</sup> 超 30m <sup>3</sup> 以下	172.8																																			
美術館使用料（圓鑄美術館創作棟）	1	<p>【圓鑄勝三彫刻美術館創作棟使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>18:00 ~22:00</th> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td>360</td> <td>480</td> <td>730</td> </tr> </table> <p>市民の場合</p> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>18:00 ~22:00</th> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td>370</td> <td>490</td> <td>750</td> </tr> </table>	使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	創作室	360	480	730	使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	創作室	370	490	750																				
使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00																																			
創作室	360	480	730																																			
使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00																																			
創作室	370	490	750																																			

一般会計（使用料【消費税率改定に伴う改定分】）

区 分	歳 入 影響額 (千円)	改 定 内 容																											
本因坊秀策囲碁記念館使用料	0	<p style="text-align: right;">単位：円</p> <p>【本因坊秀策囲碁記念館使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>10:00 ~ 13:00</th> <th>13:00 ~ 17:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生家使用料</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>10:00 ~ 13:00</th> <th>13:00 ~ 17:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,540</td> <td>2,050</td> <td>3,080</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	10:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	全日	生家使用料	1,500	2,000	3,000	10:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	全日	1,540	2,050	3,080													
使用区分	10:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	全日																										
生家使用料	1,500	2,000	3,000																										
10:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	全日																											
1,540	2,050	3,080																											
因島棕の里ゆうあいランド使用料	13	<p>【因島棕の里ゆうあいランド使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分</th> <th>使用料の額 (1人1泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童 生徒</td> <td>第6条第1項の規定による使用</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>第6条第2項の規定による使用</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大人</td> <td>第6条第1項の規定による使用</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>第6条第2項の規定による使用</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用料の額 (1人1泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1,020</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2,050</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1,540</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3,080</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用区分 (第6条第1項) 地域間の交流及び地域住民のコミュニティ活動並びに青少年の研修活動  (第6条第2項) 上記以外の使用</p>	使用区分		使用料の額 (1人1泊につき)	児童 生徒	第6条第1項の規定による使用	1,000	第6条第2項の規定による使用	2,000	大人	第6条第1項の規定による使用	1,500	第6条第2項の規定による使用	3,000	使用料の額 (1人1泊につき)		1,020		2,050		1,540		3,080					
使用区分		使用料の額 (1人1泊につき)																											
児童 生徒	第6条第1項の規定による使用	1,000																											
	第6条第2項の規定による使用	2,000																											
大人	第6条第1項の規定による使用	1,500																											
	第6条第2項の規定による使用	3,000																											
使用料の額 (1人1泊につき)																													
1,020																													
2,050																													
1,540																													
3,080																													
芸予文化情報センター使用料	25	<p>【芸予文化情報センター使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~ 12:00</th> <th>13:00 ~ 17:00</th> <th>18:00 ~ 22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>9,700</td> <td>14,800</td> <td>18,700</td> <td>38,800</td> </tr> <tr> <td>冷暖房</td> <td colspan="4">1時間1,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>平日、入場料徴収なし、市民の場合</p> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>9:00 ~ 12:00</th> <th>13:00 ~ 17:00</th> <th>18:00 ~ 22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,970</td> <td>15,220</td> <td>19,230</td> <td>39,900</td> </tr> <tr> <td colspan="4">1時間1,540</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	全日	多目的ホール	9,700	14,800	18,700	38,800	冷暖房	1時間1,500				9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	全日	9,970	15,220	19,230	39,900	1時間1,540			
使用区分	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	全日																									
多目的ホール	9,700	14,800	18,700	38,800																									
冷暖房	1時間1,500																												
9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	全日																										
9,970	15,220	19,230	39,900																										
1時間1,540																													
合計	3,978																												

一般会計（使用料【その他の改定分】）

区 分	歳入影響額	改 定 内 容																								
市民農園使用料	127	<p style="text-align: right;">単位：円</p> <p>【市民農園使用料の改定例（抜粋）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">【現行】</th> <th style="width: 10%;"></th> <th colspan="2" style="text-align: right;">【改定後】</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">農園</th> <th style="width: 30%;">1区画年額</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">1区画年額</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふれあい市民農園にしふじ</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1,500</td> <td></td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>向島ふれあい農園田ノ頭</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>向島ふれあい農園二ツ池</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（仮称）向東松ヶ峠ふれあい市民農園</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（仮称）向東松ヶ峠ふれあい市民農園はH26.4.1新設</p>	【現行】			【改定後】		農園	1区画年額		1区画年額		ふれあい市民農園にしふじ	1,500		2,500		向島ふれあい農園田ノ頭			向島ふれあい農園二ツ池			（仮称）向東松ヶ峠ふれあい市民農園		
【現行】			【改定後】																							
農園	1区画年額		1区画年額																							
ふれあい市民農園にしふじ	1,500		2,500																							
向島ふれあい農園田ノ頭																										
向島ふれあい農園二ツ池																										
（仮称）向東松ヶ峠ふれあい市民農園																										
長江口観光バス駐車場使用料	540	<p>【長江口観光バス駐車場使用料の改定例（抜粋）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">【現行】</th> <th style="width: 10%;"></th> <th colspan="2" style="text-align: right;">【改定後】</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">使用時間 使用区分</th> <th style="width: 30%;">8:30 ~ 17:00</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">8:30 ~ 17:00</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光バス（乗車定員29人超）</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>観光バス（乗車定員29人以下）</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1,500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">30分まで無料</p>	【現行】			【改定後】		使用時間 使用区分	8:30 ~ 17:00		8:30 ~ 17:00		観光バス（乗車定員29人超）	1,500		2,000		観光バス（乗車定員29人以下）	1,000		1,500					
【現行】			【改定後】																							
使用時間 使用区分	8:30 ~ 17:00		8:30 ~ 17:00																							
観光バス（乗車定員29人超）	1,500		2,000																							
観光バス（乗車定員29人以下）	1,000		1,500																							
合計	667																									

一般会計（手数料【消費税率改定に伴う改定分】）

区 分	歳 入 影響額 (千円)	改 定 内 容																					
		単位：円																					
一般廃棄物処理費用及び手数料 (うち粗大ごみ収集等)	272	<p>【一般廃棄物処理費用及び手数料の改定例（抜粋）】</p> <p>粗大ごみ収集等手数料</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">品目</th> <th colspan="2">一般家庭</th> </tr> <tr> <th>収集</th> <th>処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気製品</td> <td>あんま機(いす型)</td> <td>2,140</td> <td>1,530</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般家庭</th> </tr> <tr> <th>収集</th> <th>処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,200</td> <td>1,570</td> </tr> </tbody> </table>	種類	品目	一般家庭		収集	処分	電気製品	あんま機(いす型)	2,140	1,530	一般家庭		収集	処分	2,200	1,570					
種類	品目	一般家庭																					
		収集	処分																				
電気製品	あんま機(いす型)	2,140	1,530																				
一般家庭																							
収集	処分																						
2,200	1,570																						
一般（液状）廃棄物収集手数料	4,325	<p>【一般（液状）廃棄物収集手数料の改定例（抜粋）】</p> <p>し尿収集手数料</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ホース延長距離</th> <th>1荷(36 )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40m以下</td> <td>438</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ホース延長距離</th> <th>1荷(36 )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40m以下</td> <td>451</td> </tr> </tbody> </table>	ホース延長距離	1荷(36 )	40m以下	438	ホース延長距離	1荷(36 )	40m以下	451													
ホース延長距離	1荷(36 )																						
40m以下	438																						
ホース延長距離	1荷(36 )																						
40m以下	451																						
建築指導等手数料	83	<p>【建築指導等手数料の改定例（抜粋）】</p> <p>建築物の確認申請・計画通知手数料(建築物の構造計算適合性判定が必要なもの)</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申請建築物 用途種別 計算種別</th> <th>1,000㎡ 以内</th> <th>1,000㎡超 2,000㎡以内</th> <th>2,000㎡超 5,000㎡以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等 一般</td> <td>125,000</td> <td>144,000</td> <td>207,000</td> </tr> <tr> <td>大臣認定</td> <td>113,000</td> <td>129,000</td> <td>181,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1,000㎡ 以内</th> <th>1,000㎡超 2,000㎡以内</th> <th>2,000㎡超 5,000㎡以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>127,000</td> <td>146,000</td> <td>211,000</td> </tr> <tr> <td>115,000</td> <td>131,000</td> <td>185,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>広島県条例の改正額に合わせている。</p>	申請建築物 用途種別 計算種別	1,000㎡ 以内	1,000㎡超 2,000㎡以内	2,000㎡超 5,000㎡以内	工場等 一般	125,000	144,000	207,000	大臣認定	113,000	129,000	181,000	1,000㎡ 以内	1,000㎡超 2,000㎡以内	2,000㎡超 5,000㎡以内	127,000	146,000	211,000	115,000	131,000	185,000
申請建築物 用途種別 計算種別	1,000㎡ 以内	1,000㎡超 2,000㎡以内		2,000㎡超 5,000㎡以内																			
	工場等 一般	125,000	144,000	207,000																			
大臣認定	113,000	129,000	181,000																				
1,000㎡ 以内	1,000㎡超 2,000㎡以内	2,000㎡超 5,000㎡以内																					
127,000	146,000	211,000																					
115,000	131,000	185,000																					
危険物関係申請等手数料	0	<p>【危険物関係申請等手数料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第11条第1項前段の規定による設置許可を受けようとする者（危険物製造所設置許可）</td> <td>91,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>92,000</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	金額	法第11条第1項前段の規定による設置許可を受けようとする者（危険物製造所設置許可）	91,000	金額	92,000															
種 別	金額																						
法第11条第1項前段の規定による設置許可を受けようとする者（危険物製造所設置許可）	91,000																						
金額																							
92,000																							
合計	4,680																						



一般会計（その他歳入【消費税率改定に伴う改定分・その他改定分】）

区 分	歳入影響額	改 定 内 容																			
防災無線施設費負担金 （御調町防災行政無線）	1	<p>消費税率改定に伴う改定分 <span style="float: right;">単位：円</span></p> <p>【防災無線施設費負担金の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受信機の増設を希望するもの</td> <td>1台につき 36,750</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1台につき 37,800</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	負担金	受信機の増設を希望するもの	1台につき 36,750	負担金	1台につき 37,800													
区 分	負担金																				
受信機の増設を希望するもの	1台につき 36,750																				
負担金																					
1台につき 37,800																					
指定管理者納付金 （尾道ふれあいの里） 体育館及びテニス コートを除く	0	<p>【尾道ふれあいの里利用料の改定例（抜粋）】 <small>注）指定管理施設</small></p> <p>【現行】</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">宿泊棟 （宿泊室）</td> <td>宿泊</td> <td>1人1泊につき 3,500以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一時 利用</td> <td>1室 1時間 まで ごとに</td> <td>和室10畳 2,000以内</td> </tr> <tr> <td>和室8畳 1,500以内</td> </tr> <tr> <td>和室6畳 1,000以内</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,000以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,600以内</td> </tr> <tr> <td>2,060以内</td> </tr> <tr> <td>1,540以内</td> </tr> <tr> <td>1,030以内</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	利用区分	利用料金	宿泊棟 （宿泊室）	宿泊	1人1泊につき 3,500以内	一時 利用	1室 1時間 まで ごとに	和室10畳 2,000以内	和室8畳 1,500以内	和室6畳 1,000以内	その他	1,000以内	利用料金	3,600以内	2,060以内	1,540以内	1,030以内	
施設名	利用区分	利用料金																			
宿泊棟 （宿泊室）	宿泊	1人1泊につき 3,500以内																			
	一時 利用	1室 1時間 まで ごとに	和室10畳 2,000以内																		
		和室8畳 1,500以内																			
		和室6畳 1,000以内																			
		その他	1,000以内																		
利用料金																					
3,600以内																					
2,060以内																					
1,540以内																					
1,030以内																					
指定管理者納付金 （尾道ふれあいの里） 体育館及びテニス コート	0	<p>【尾道ふれあいの里利用料の改定例（抜粋）】 <small>注）指定管理施設</small></p> <p>（例：体育館）</p> <p>【現行】</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回1時間までごとに</td> <td>500以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>（例：テニスコート）</p> <p>【現行】</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1面当たり</td> <td>1時間 600以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専用使用の場合 （3面）</td> <td>8:00～12:00 3,600以内</td> </tr> <tr> <td>13:00～18:00 4,500以内</td> </tr> <tr> <td>8:00～18:00 9,000以内</td> </tr> <tr> <td>19:00～22:00 3,300以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>600以内</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	利用料金	1回1時間までごとに	500以内	利用料金	600以内	利用区分	利用料金	1面当たり	1時間 600以内	専用使用の場合 （3面）	8:00～12:00 3,600以内	13:00～18:00 4,500以内	8:00～18:00 9,000以内	19:00～22:00 3,300以内	利用料金		1時間	600以内
利用区分	利用料金																				
1回1時間までごとに	500以内																				
利用料金																					
600以内																					
利用区分	利用料金																				
1面当たり	1時間 600以内																				
専用使用の場合 （3面）	8:00～12:00 3,600以内																				
	13:00～18:00 4,500以内																				
	8:00～18:00 9,000以内																				
	19:00～22:00 3,300以内																				
利用料金																					
1時間	600以内																				
合計	1																				

注）指定管理施設である場合は、使用料等の上限額である。

一般会計（市への歳入を伴わない指定管理施設【消費税率改定に伴う使用料等の改定分】）

区 分	改 定 内 容										
	単位：円										
因島細島ハウス利用料	<p>【因島細島ハウス利用料の改定例（抜粋）】 注）指定管理施設</p> <p>【現行】</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大集会室</td> <td>4時間まで</td> <td>1,000以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,030以内</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	利用区分	利用料金	大集会室	4時間まで	1,000以内	利用料金	1,030以内		
施設名	利用区分	利用料金									
大集会室	4時間まで	1,000以内									
利用料金											
1,030以内											
ゲートボール場利用料金 （すばく因島）	<p>【ゲートボール場利用料金の改定例（抜粋）】 注）指定管理施設</p> <p>【現行】</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理棟</td> <td>ゲートボールの練習・ 競技大会等</td> <td>1日当たり 500以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日当たり 510以内</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	利用区分	利用料金	管理棟	ゲートボールの練習・ 競技大会等	1日当たり 500以内	利用料金	1日当たり 510以内		
施設名	利用区分	利用料金									
管理棟	ゲートボールの練習・ 競技大会等	1日当たり 500以内									
利用料金											
1日当たり 510以内											
因島漁船等巻揚施設 利用料	<p>【因島漁船等巻揚施設利用料の改定例（抜粋）】 注）指定管理施設</p> <p>【現行】</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>利用時間 利用区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市内居住者</td> <td>4,000以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tbody> <tr> <td>2日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,110以内</td> </tr> </tbody> </table>	利用時間 利用区分		2日間		市内居住者	4,000以内	2日間			4,110以内
利用時間 利用区分											
2日間											
市内居住者	4,000以内										
2日間											
	4,110以内										
向島洋らんセンター 施設利用料	<p>【向島洋らんセンター施設利用料の改定例（抜粋）】 注）指定管理施設</p> <p>【現行】</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>利用時間 利用区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>展示室</td> <td>10,500以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tbody> <tr> <td>全日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800以内</td> </tr> </tbody> </table>	利用時間 利用区分		全日		展示室	10,500以内	全日			10,800以内
利用時間 利用区分											
全日											
展示室	10,500以内										
全日											
	10,800以内										
因島水軍城二の丸利 用料	<p>【因島水軍城二の丸利用料の改定例（抜粋）】 注）指定管理施設</p> <p>【現行】</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>利用時間 利用区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4時間を超え 8時間以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>因島水軍城二の丸</td> <td>4,000以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tbody> <tr> <td>4時間を超え 8時間以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,110以内</td> </tr> </tbody> </table>	利用時間 利用区分		4時間を超え 8時間以内		因島水軍城二の丸	4,000以内	4時間を超え 8時間以内			4,110以内
利用時間 利用区分											
4時間を超え 8時間以内											
因島水軍城二の丸	4,000以内										
4時間を超え 8時間以内											
	4,110以内										

注）指定管理施設である場合は、使用料等の上限額である。

一般会計（市への歳入を伴わない指定管理施設【消費税率改定に伴う使用料等の改定分】）

区 分	改 定 内 容																		
	単位：円																		
因島アメニティプール利用料	<p>【因島アメニティプール利用料の改定例（抜粋）】 注）指定管理施設</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">利用時間</td> <td style="text-align: center;">1人1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用区分</td> <td style="text-align: center;">個人利用（小学生）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">300以内</td> </tr> </table> <p>普通券利用の場合</p> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">1人1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">310以内</td> </tr> </table>	利用時間	1人1回	利用区分	個人利用（小学生）		300以内	1人1回	310以内										
利用時間	1人1回																		
利用区分	個人利用（小学生）																		
	300以内																		
1人1回																			
310以内																			
道の駅施設利用料	<p>【道の駅施設利用料の改定例（抜粋）】 注）指定管理施設</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">利用時間</td> <td style="text-align: center;">1㎡あたり 1か月につき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用区分</td> <td style="text-align: center;">特産品展示販売コーナー（特産売店）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1,300以内</td> </tr> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">1㎡あたり 1か月につき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,340以内</td> </tr> </table>	利用時間	1㎡あたり 1か月につき	利用区分	特産品展示販売コーナー（特産売店）		1,300以内	1㎡あたり 1か月につき	1,340以内										
利用時間	1㎡あたり 1か月につき																		
利用区分	特産品展示販売コーナー（特産売店）																		
	1,300以内																		
1㎡あたり 1か月につき																			
1,340以内																			
みつぎグリーンランド施設利用料	<p>【みつぎグリーンランド施設利用料の改定例（抜粋）】 注）指定管理施設</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">利用時間</td> <td style="text-align: center;">1泊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用区分</td> <td style="text-align: center;">宿泊棟（10人用）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">20,000以内</td> </tr> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">1泊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20,570以内</td> </tr> </table>	利用時間	1泊	利用区分	宿泊棟（10人用）		20,000以内	1泊	20,570以内										
利用時間	1泊																		
利用区分	宿泊棟（10人用）																		
	20,000以内																		
1泊																			
20,570以内																			
尾道市瀬戸田サンセットビーチ利用料金	<p>【尾道市瀬戸田サンセットビーチ利用料金の改定例（抜粋）】 注）指定管理施設</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">利用区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>土・日・祝日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的グラウンド</td> <td>1面につき</td> <td>1時間</td> <td>1,050以内</td> <td>1,570以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>土・日・祝日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,080以内</td> <td>1,610以内</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	利用区分	単位	利用料金		平日	土・日・祝日	多目的グラウンド	1面につき	1時間	1,050以内	1,570以内	利用料金		平日	土・日・祝日	1,080以内	1,610以内
施設名	利用区分				単位	利用料金													
		平日	土・日・祝日																
多目的グラウンド	1面につき	1時間	1,050以内	1,570以内															
利用料金																			
平日	土・日・祝日																		
1,080以内	1,610以内																		

注）指定管理施設である場合は、使用料等の上限額である。

特別会計（使用料及び手数料等【消費税率改定に伴う改定分】）

区 分	歳 入 影響額 (千円)	改 定 内 容				
		単位：円				
【港湾事業特別会計】						
係船料	709	【係船料の改定例（抜粋）】				
		【現行】				【改定後】
		港湾施設	種類	種別	単位	係船料
		係留施設	棧橋・浮棧橋	係船料	係留1回総トン数1トンにつき	外航船舶を除く船舶 1.67
						1.71
入場料	1	【入場料の改定例（抜粋）】				
		【現行】				【改定後】
		港湾施設	種類	種別	単位	入場料
		係留施設	棧橋・浮棧橋	入場料	常時入場する者1人(6歳以上) 1月につき	1,330
						1,360
上屋使用料	2,240	【上屋使用料の改定例（抜粋）】				
		【現行】				【改定後】
		港湾施設	種類	種別	単位	使用料
		荷さばき施設	上屋	使用料	1㎡1日までごとに	18.27
						18.79
荷さばき地使用料	518	【荷さばき地使用料の改定例（抜粋）】				
		【現行】				【改定後】
		港湾施設	種類	種別	単位	使用料
		保管施設	野積場	使用料	1㎡1日までごとに未舗装地	3.92
						4.03
行政財産使用料	508	【行政財産使用料の改定例（抜粋）】				
		【現行】				【改定後】
		対象	単位	使用料		使用料
		中央棧橋ビル敷地(北側駐車場)	円/㎡・月	575		591
		中央棧橋ビル附属施設(1階事務所)	円/㎡・月	754		776
		尾道ウォーターフロントビル敷地	円/㎡・日	3.92		4.03
		西御所上屋2号	円/㎡・月	419		430

特別会計（使用料及び手数料等【消費税率改定に伴う改定分】）

区分	歳入影響額 (千円)	改定内容												
【港湾事業特別会計】 (つづき)		単位：円												
駐車場使用料	0	<p>【駐車場使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾施設</th> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>駐車料</th> <th>【改定後】 駐車料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨港交通施設</td> <td>駐車場</td> <td>駐車料</td> <td>一般使用 6:00～23:00 車体長 9m以上 1時間まで</td> <td>400</td> <td>410</td> </tr> </tbody> </table>	港湾施設	種類	種別	単位	駐車料	【改定後】 駐車料	臨港交通施設	駐車場	駐車料	一般使用 6:00～23:00 車体長 9m以上 1時間まで	400	410
港湾施設	種類	種別	単位	駐車料	【改定後】 駐車料									
臨港交通施設	駐車場	駐車料	一般使用 6:00～23:00 車体長 9m以上 1時間まで	400	410									
待合所使用料	10	<p>【待合所使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾名</th> <th>待合所名</th> <th>使用料</th> <th>【改定後】 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾道系崎港</td> <td>尾道ポートターミナル</td> <td>2,530</td> <td>2,600</td> </tr> </tbody> </table>	港湾名	待合所名	使用料	【改定後】 使用料	尾道系崎港	尾道ポートターミナル	2,530	2,600				
港湾名	待合所名	使用料	【改定後】 使用料											
尾道系崎港	尾道ポートターミナル	2,530	2,600											
入港料	8	<p>【入港料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>【改定後】 金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入港料</td> <td>入港1回につき総トン数1トンまでごとに</td> <td>内航船舶</td> <td>0.78</td> <td>0.80</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	区分	金額	【改定後】 金額	入港料	入港1回につき総トン数1トンまでごとに	内航船舶	0.78	0.80		
種別	単位	区分	金額	【改定後】 金額										
入港料	入港1回につき総トン数1トンまでごとに	内航船舶	0.78	0.80										
小計	3,994													
【千光寺山索道事業特別会計】														
千光寺山索道旅客等運輸収入	0	<p>【千光寺山索道旅客等運輸収入の改定例（抜粋）】 注) 指定管理施設</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>乗車券の種類</th> <th>片道</th> <th>往復</th> <th>【改定後】 片道</th> <th>往復</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>280以内</td> <td>440以内</td> <td>320以内</td> <td>500以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>条例改正については平成25年3月に議決。施行は平成26年4月1日より。</p>	乗車券の種類	片道	往復	【改定後】 片道	往復	普通	280以内	440以内	320以内	500以内		
乗車券の種類	片道	往復	【改定後】 片道	往復										
普通	280以内	440以内	320以内	500以内										
指定管理者納付金 平成26年4月1日 より指定管理	0													
小計	0													

注) 指定管理施設である場合は、使用料等の上限額である。

特別会計（使用料及び手数料等【消費税率改定に伴う改定分】）

区分	歳入影響額 (千円)	改定内容																																				
単位：円																																						
【駐車場事業特別会計】																																						
駐車場使用料	694	<b>【駐車場使用料の改定例（抜粋）】</b> （例：久保駐車場） <b>【現行】</b> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入庫から1時間まで</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>24時間上限</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>月極利用（屋上）</td> <td>10,500</td> </tr> </tbody> </table> <b>【改定後】</b> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>210</td> </tr> <tr> <td>2,470</td> </tr> <tr> <td>10,800</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	金額	入庫から1時間まで	200	24時間上限	2,400	月極利用（屋上）	10,500	金額	210	2,470	10,800																								
利用区分	金額																																					
入庫から1時間まで	200																																					
24時間上限	2,400																																					
月極利用（屋上）	10,500																																					
金額																																						
210																																						
2,470																																						
10,800																																						
諸収入 指定管理者納付金 <small>（東尾道、新駅南、新駅北、新駅北第二、ベルポール、尾道駅前、長崎、中央の各駐車場分）</small>	3,855	（例：ベルポール駐車場） 注）指定管理施設 <b>【現行】</b> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入庫から1時間まで</td> <td>200以内</td> </tr> <tr> <td>24時間上限</td> <td>2,400以内</td> </tr> <tr> <td>月極利用</td> <td>15,000以内</td> </tr> </tbody> </table> <b>【改定後】</b> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>210以内</td> </tr> <tr> <td>2,470以内</td> </tr> <tr> <td>15,430以内</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	金額	入庫から1時間まで	200以内	24時間上限	2,400以内	月極利用	15,000以内	金額	210以内	2,470以内	15,430以内																								
利用区分	金額																																					
入庫から1時間まで	200以内																																					
24時間上限	2,400以内																																					
月極利用	15,000以内																																					
金額																																						
210以内																																						
2,470以内																																						
15,430以内																																						
		指定管理者納付金は、駐車場収入を各駐車場の納付率（35.0～83.0%）に応じて納付																																				
小計	4,549																																					
【公共下水道事業特別会計】																																						
下水道使用料（公共）	3,820	<b>【下水道使用料（公共）の改定例（抜粋）】</b> <b>【現行】</b> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般用</td> <td rowspan="4">10m<sup>3</sup>まで</td> <td rowspan="2">1,000 × 105/100</td> <td>10m<sup>3</sup>超</td> <td>140 ×</td> </tr> <tr> <td>20m<sup>3</sup>以下</td> <td>105/100</td> </tr> <tr> <td>20m<sup>3</sup>超</td> <td>160 ×</td> </tr> <tr> <td>30m<sup>3</sup>以下</td> <td>105/100</td> </tr> </tbody> </table> <b>【改定後】</b> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">10m<sup>3</sup>まで</td> <td rowspan="3">1,080</td> <td>10m<sup>3</sup>超</td> <td rowspan="2">151.2</td> </tr> <tr> <td>20m<sup>3</sup>以下</td> </tr> <tr> <td>20m<sup>3</sup>超</td> <td rowspan="2">172.8</td> </tr> <tr> <td>30m<sup>3</sup>以下</td> </tr> </tbody> </table>	種別	基本料金		超過料金		排除汚水量	金額	排除汚水量	金額	一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,000 × 105/100	10m <sup>3</sup> 超	140 ×	20m <sup>3</sup> 以下	105/100	20m <sup>3</sup> 超	160 ×	30m <sup>3</sup> 以下	105/100	基本料金		超過料金		排除汚水量	金額	排除汚水量	金額	10m <sup>3</sup> まで	1,080	10m <sup>3</sup> 超	151.2	20m <sup>3</sup> 以下	20m <sup>3</sup> 超	172.8	30m <sup>3</sup> 以下
種別	基本料金			超過料金																																		
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額																																		
一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,000 × 105/100	10m <sup>3</sup> 超	140 ×																																		
			20m <sup>3</sup> 以下	105/100																																		
		20m <sup>3</sup> 超	160 ×																																			
		30m <sup>3</sup> 以下	105/100																																			
基本料金		超過料金																																				
排除汚水量	金額	排除汚水量	金額																																			
10m <sup>3</sup> まで	1,080	10m <sup>3</sup> 超	151.2																																			
		20m <sup>3</sup> 以下																																				
		20m <sup>3</sup> 超	172.8																																			
30m <sup>3</sup> 以下																																						
小計	3,820																																					
【漁業集落排水事業特別会計】																																						
漁業集落排水処理施設使用料	86	<b>【漁業集落排水処理施設使用料の改定例（抜粋）】</b> <b>【現行】</b> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用区分</th> <th>単位当たり料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般家庭</td> <td>基本料金(1世帯当たり月額)</td> <td>2,835</td> </tr> <tr> <td>人数割(1人当たり月額)</td> <td>630</td> </tr> </tbody> </table> <b>【改定後】</b> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>単位当たり料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,916</td> </tr> <tr> <td>648</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用区分	単位当たり料金	一般家庭	基本料金(1世帯当たり月額)	2,835	人数割(1人当たり月額)	630	単位当たり料金	2,916	648																									
種別	使用区分	単位当たり料金																																				
一般家庭	基本料金(1世帯当たり月額)	2,835																																				
	人数割(1人当たり月額)	630																																				
単位当たり料金																																						
2,916																																						
648																																						
小計	86																																					

注）指定管理施設である場合は、使用料等の上限額である。

**特別会計（使用料及び手数料等【消費税率改定に伴う改定分】）**

区 分	歳入 影響額 (千円)	改 定 内 容											
		単位：円											
<b>【特定環境保全公共下水道事業特別会計】</b>													
下水道使用料（特環）	1,968	<b>【下水道使用料（特環）の改定例（抜粋）】</b>  <b>【現行】</b> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>汚水排除元の用途</th> <th>使用区分</th> <th>単位当たり料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般家庭</td> <td>基本料金(1世帯当たり月額)</td> <td>2,625</td> </tr> <tr> <td>世帯員割(1人当たり月額)</td> <td>525</td> </tr> </tbody> </table> <b>【改定後】</b> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>単位当たり料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>540</td> </tr> </tbody> </table>	汚水排除元の用途	使用区分	単位当たり料金	一般家庭	基本料金(1世帯当たり月額)	2,625	世帯員割(1人当たり月額)	525	単位当たり料金	2,700	540
汚水排除元の用途	使用区分	単位当たり料金											
一般家庭	基本料金(1世帯当たり月額)	2,625											
	世帯員割(1人当たり月額)	525											
単位当たり料金													
2,700													
540													
小計	1,968												
<b>【農業集落排水事業特別会計】</b>													
農業集落排水処理施設使用料	240	<b>【農業集落排水処理施設使用料の改定例（抜粋）】</b>  <b>【現行】</b> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用区分</th> <th>単位当たり料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般家庭</td> <td>基本料金(1世帯当たり月額)</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>人数割(1人当たり月額)</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <b>【改定後】</b> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>単位当たり料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,086</td> </tr> <tr> <td>515</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用区分	単位当たり料金	一般家庭	基本料金(1世帯当たり月額)	3,000	人数割(1人当たり月額)	500	単位当たり料金	3,086	515
種別	使用区分	単位当たり料金											
一般家庭	基本料金(1世帯当たり月額)	3,000											
	人数割(1人当たり月額)	500											
単位当たり料金													
3,086													
515													
小計	240												
合計	14,657												

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況

引上げ分の地方消費税収は全て社会保障施策に要する経費に充てるとされています。  
平成26年度の地方消費税交付金（社会保障財源化分）は下記の地方単独事業に充当しています。

（歳入）地方消費税交付金 1,653,946 千円（うち社会保障財源化分 286,218 千円）

（歳出）社会保障施策に要する経費（充当事業分） 749,943 千円

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況 (単位：千円、%)

事業名	事業費	財源内訳					地方消費税 交付金 充当割合 (B)/(A)	
		国・県	地方債	その他	一般財源 (A)	うち地方消費税 交付金 (B)		
社会福祉	敬老用乗車・船券等負担金	233,400				233,400	89,077	38.2
	家庭保育事業	25,000				25,000	9,541	38.2
	私立保育園運営委託料	49,047				49,047	18,718	38.2
	乳幼児等医療助成費	66,141				66,141	25,242	38.2
	小計	373,588	0	0	0	373,588	142,578	38.2
保健衛生	予防接種委託料	302,530				302,530	115,461	38.2
	夜間救急診療所事業 特別会計繰出金	73,825				73,825	28,179	38.2
	小計	376,355	0	0	0	376,355	143,640	38.2
合計	749,943	0	0	0	749,943	286,218	38.2	



## 都市計画税の充当状況

都市計画税は、都市計画事業（街路、公園、下水道など）の費用に充てるために負担していただく目的税です。

平成26年度の都市計画税は、久保長江線（久保2工区）等の街路事業や公共下水道事業への繰出金、都市計画事業のために借り入れた地方債の償還に充当しています。

都市計画税の充当状況 (単位：千円、%)

年度	都市計画事業等			財源内訳				都市 計画税 充当 割合 (B)/(A)
	街路事業等	公共 下水道 繰出金	公債費	国・県	地方債	一般財源 (A)	うち都市計画税 (B)	
平成26	65,500	802,086	676,545	17,765	36,000	1,490,366	1,218,300	81.7

街路事業等の内訳 (単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		国	県	地方債	その他	一般財源
久保長江線（久保2工区）	52,500	16,500		32,300		3,700
湊土井線	10,000	1,265		900		7,835
県工事負担金（街路事業）	3,000			2,800		200
合計	65,500	17,765	0	36,000	0	11,735

## 尾道市水道事業会計当初予算比較表

(単位：千円)

区 分		平 成 2 6 年 度		平 成 2 5 年 度	
収 益 的 収 支	水道事業収益	5,042,153	給水戸数 59,461戸	4,399,719	給水戸数 59,263戸
	水道事業費用	5,210,902	年間配水量 15,028,510m <sup>3</sup>	4,313,126	年間配水量 14,964,635m <sup>3</sup>
	差 引	168,749		86,593	
資 本 的 収 支	資本的収入	476,481	不足額の補てんは	712,736	不足額の補てんは
	資本的支出	1,535,616	当年度分消費税 資本的収支調整額 87,162	1,892,396	当年度分消費税 資本的収支調整額 59,999
	差 引	1,059,135	減債積立金 50,000	1,179,660	減債積立金 50,000
			建設改良積立金 150,000		建設改良積立金 300,000
			過年度分損益 勘定留保資金 765,000		過年度分損益 勘定留保資金 668,000
			当年度分損益 勘定留保資金 6,973		当年度分損益 勘定留保資金 101,661

< 主な施行事業予定 >

御調西部上水道拡張事業(3期) 舗装復旧 L=13,412m		83,631千円
整備事業 150～400	布設延長 2,182m	332,158千円
改良事業 50～350	布設延長 8,547m	700,856千円
合 計	10,729m	1,116,645千円
受託建設事業 3系沈殿ろ過池更新工事(1期)外		558,187千円

# 使用料・手数料等の改定資料

## 水道事業会計（使用料等【消費税率改定に伴う改定分】）

区分	歳入影響額 (千円)	改定内容																																																						
水道料金 (上水道使用料)	74,124	<p style="text-align: right;">単位：円</p> <p>【水道料金（上水道使用料）の改定例（抜粋）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">【現行】</th> <th colspan="2">【改定後】</th> </tr> <tr> <th>用途</th> <th>区分</th> <th>水量</th> <th>料金</th> <th colspan="2">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">家事用</td> <td>基本料金</td> <td>7m<sup>3</sup>まで</td> <td>976.5</td> <td colspan="2">1,004.40</td> </tr> <tr> <td>超過1</td> <td>8～15m<sup>3</sup></td> <td>210.0</td> <td colspan="2">216.00</td> </tr> <tr> <td>超過2</td> <td>16～25m<sup>3</sup></td> <td>264.6</td> <td colspan="2">272.16</td> </tr> <tr> <td>超過3</td> <td>26m<sup>3</sup>以上</td> <td>321.3</td> <td colspan="2">330.48</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">業務用</td> <td>基本料金</td> <td>10m<sup>3</sup>まで</td> <td>2,089.5</td> <td colspan="2">2,149.20</td> </tr> <tr> <td>超過1</td> <td>11～50m<sup>3</sup></td> <td>308.7</td> <td colspan="2">317.52</td> </tr> <tr> <td>超過2</td> <td>51～100m<sup>3</sup></td> <td>367.5</td> <td colspan="2">378.00</td> </tr> <tr> <td>超過3</td> <td>101m<sup>3</sup>以上</td> <td>426.3</td> <td colspan="2">438.48</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本料金は1か月あたりの料金 超過1～3は1m<sup>3</sup>あたりの単価</p>	【現行】				【改定後】		用途	区分	水量	料金	料金		家事用	基本料金	7m <sup>3</sup> まで	976.5	1,004.40		超過1	8～15m <sup>3</sup>	210.0	216.00		超過2	16～25m <sup>3</sup>	264.6	272.16		超過3	26m <sup>3</sup> 以上	321.3	330.48		業務用	基本料金	10m <sup>3</sup> まで	2,089.5	2,149.20		超過1	11～50m <sup>3</sup>	308.7	317.52		超過2	51～100m <sup>3</sup>	367.5	378.00		超過3	101m <sup>3</sup> 以上	426.3	438.48	
【現行】				【改定後】																																																				
用途	区分	水量	料金	料金																																																				
家事用	基本料金	7m <sup>3</sup> まで	976.5	1,004.40																																																				
	超過1	8～15m <sup>3</sup>	210.0	216.00																																																				
	超過2	16～25m <sup>3</sup>	264.6	272.16																																																				
	超過3	26m <sup>3</sup> 以上	321.3	330.48																																																				
業務用	基本料金	10m <sup>3</sup> まで	2,089.5	2,149.20																																																				
	超過1	11～50m <sup>3</sup>	308.7	317.52																																																				
	超過2	51～100m <sup>3</sup>	367.5	378.00																																																				
	超過3	101m <sup>3</sup> 以上	426.3	438.48																																																				
分岐負担金	1,739	<p>【分岐負担金の改定例（抜粋）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【現行】</th> <th colspan="2">【改定後】</th> </tr> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>分岐負担金</th> <th colspan="2">分岐負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td>89,250</td> <td colspan="2">91,800</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td>178,500</td> <td colspan="2">183,600</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>357,000</td> <td colspan="2">367,200</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>1,071,000</td> <td colspan="2">1,101,600</td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td>1,785,000</td> <td colspan="2">1,836,000</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td>4,462,500</td> <td colspan="2">4,590,000</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル</td> <td>7,586,250</td> <td colspan="2">7,803,000</td> </tr> </tbody> </table>	【現行】		【改定後】		メーターの口径	分岐負担金	分岐負担金		13ミリメートル	89,250	91,800		20ミリメートル	178,500	183,600		25ミリメートル	357,000	367,200		40ミリメートル	1,071,000	1,101,600		50ミリメートル	1,785,000	1,836,000		75ミリメートル	4,462,500	4,590,000		100ミリメートル	7,586,250	7,803,000																			
【現行】		【改定後】																																																						
メーターの口径	分岐負担金	分岐負担金																																																						
13ミリメートル	89,250	91,800																																																						
20ミリメートル	178,500	183,600																																																						
25ミリメートル	357,000	367,200																																																						
40ミリメートル	1,071,000	1,101,600																																																						
50ミリメートル	1,785,000	1,836,000																																																						
75ミリメートル	4,462,500	4,590,000																																																						
100ミリメートル	7,586,250	7,803,000																																																						
分担金	81	<p>【御調東部地区及び御調西部地区水道分担金の改定例（抜粋）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【現行】</th> <th colspan="2">【改定後】</th> </tr> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>分担金</th> <th colspan="2">分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td>315,000</td> <td colspan="2">324,000</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td>630,000</td> <td colspan="2">648,000</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>1,260,000</td> <td colspan="2">1,296,000</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>3,780,000</td> <td colspan="2">3,888,000</td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td>6,300,000</td> <td colspan="2">6,480,000</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td>15,750,000</td> <td colspan="2">16,200,000</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル</td> <td>26,775,000</td> <td colspan="2">27,540,000</td> </tr> </tbody> </table>	【現行】		【改定後】		メーターの口径	分担金	分担金		13ミリメートル	315,000	324,000		20ミリメートル	630,000	648,000		25ミリメートル	1,260,000	1,296,000		40ミリメートル	3,780,000	3,888,000		50ミリメートル	6,300,000	6,480,000		75ミリメートル	15,750,000	16,200,000		100ミリメートル	26,775,000	27,540,000																			
【現行】		【改定後】																																																						
メーターの口径	分担金	分担金																																																						
13ミリメートル	315,000	324,000																																																						
20ミリメートル	630,000	648,000																																																						
25ミリメートル	1,260,000	1,296,000																																																						
40ミリメートル	3,780,000	3,888,000																																																						
50ミリメートル	6,300,000	6,480,000																																																						
75ミリメートル	15,750,000	16,200,000																																																						
100ミリメートル	26,775,000	27,540,000																																																						
合計	75,944																																																							

## 尾道市病院事業会計当初予算比較表

(単位：千円)

区 分		平成 2 6 年 度		平成 2 5 年 度	
収 益 的 収 支	病院事業収益	14,559,730	病 床 数 589床	14,284,706	病 床 数 589床
	病院事業費用	19,149,329	年間患者数 入 院 外 来 179,215人 296,878人	14,247,151	年間患者数 入 院 外 来 179,945人 304,452人
	差 引	4,589,599		37,555	
資 本 的 収 支	資本的収入	192,351	不足額の補填は、 ・減債積立金 20,000 ・過年度分損益勘定 留保資金 662,382	447,306	不足額の補填は、 ・減債積立金 80,000 ・過年度分損益勘定 留保資金 540,520
	資本的支出	882,340	・当年度分消費税及 び地方消費税資本的 収支調整額 7,607	1,677,576	・当年度分損益勘定 留保資金 544,521 ・繰越利益剰余金 35,000
	差 引	689,989		1,230,270	・当年度分消費税及 び地方消費税資本的 収支調整額 30,229

< 主な施行事業予定 >

病院等施設整備事業	112,724千円
（ 市民病院自家発電機更新工事	60,000千円 ）
（ 市民病院電話設備更新工事	20,000千円 ）
（ 市民病院駐車場機器更新工事	11,340千円 ）
（ みつぎ総合病院保健福祉総合施設改修工事	11,384千円 ）

ガンマカメラ、レーザー光源内視鏡システム、 臨床用ポリグラフシステム、超音波画像診断 装置等医療用器械備品購入事業	228,549千円
---	-----------

< 業務の予定量 >

区 分		予 定 量	病 院 別 内 訳	
			市 立 市 民 病 院	公 立 み つ ぎ 総 合 病 院
病 床 数 (床)		589	349 (19)	240
年 間 患 者 数 (人)	入 院	179,215	99,645 (4,745)	79,570
	外 来	296,878	153,232 (16,592)	143,646

( ) は瀬戸田診療所分で内数である。

< 収支の予定 >

(単位：千円)

区 分		予 定 額	病 院 別 内 訳	
			市 立 市 民 病 院	公 立 み つ ぎ 総 合 病 院
収 益 的 収 支	病 院 事 業 収 益	14,559,730	8,038,266 (283,807)	6,521,464
	病 院 事 業 費 用	19,149,329	10,538,101 (372,729)	8,611,228
	差 引	4,589,599	2,499,835 ( 88,922)	2,089,764
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	192,351	192,121 (0)	230
	資 本 的 支 出	882,340	635,442 (8,878)	246,898
	差 引	689,989	443,321 ( 8,878)	246,668

( ) は瀬戸田診療所分で内数である。

< 資本的収支の補填財源 >

(単位：千円)

区 分		予 定 額	病 院 別 内 訳	
			市 立 市 民 病 院	公 立 み つ ぎ 総 合 病 院
減 債 積 立 金		20,000	0	20,000
建 設 改 良 積 立 金		0	0	0
過 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金		662,382	443,048 (8,878)	219,334
当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金		0	0	0
繰 越 利 益 剰 余 金		0	0	0
そ の 他 積 立 金		0	0	0
当 年 度 分 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 資 本 的 収 支 調 整 額		7,607	273 (0)	7,334
補 填 額 計		689,989	443,321 (8,878)	246,668

( ) は瀬戸田診療所分で内数である。

< 施行事業予定 >

(単位：千円)

区 分		予 定 額	病 院 別 内 訳	
			市 立 市 民 病 院	公 立 み つ ぎ 総 合 病 院
病 院 等 施 設 整 備 事 業		112,724	101,340 (0)	11,384
ガンマカメラ、レーザー光源内視鏡システム、臨床用ポリグラフィシステム、超音波画像診断装置等医療用器械備品購入事業		228,549	147,387 (1,000)	81,162

( ) は瀬戸田診療所分で内数である。

# 使用料・手数料等の改定資料

## 病院事業会計（使用料等【消費税率改定に伴う改定分】）

区 分	歳 入 影響額 (千円)	改 定 内 容																		
		単位：円																		
<b>【尾道市立市民病院（瀬戸田診療所含む）】</b>																				
病室使用差額料	2,485	<b>【病室使用差額料の改定例（抜粋）】</b>  <b>【現行】</b> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><th>個室種別</th><th>A特別病室</th><th>D特別病室</th><th>B病室</th><th>E病室</th></tr> <tr><td>1日につき</td><td>10,500</td><td>6,300</td><td>5,250</td><td>3,150</td></tr> </table> <b>【改定後】</b> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><th>A特別病室</th><th>D特別病室</th><th>B病室</th><th>E病室</th></tr> <tr><td>10,800</td><td>6,480</td><td>5,400</td><td>3,240</td></tr> </table>	個室種別	A特別病室	D特別病室	B病室	E病室	1日につき	10,500	6,300	5,250	3,150	A特別病室	D特別病室	B病室	E病室	10,800	6,480	5,400	3,240
個室種別	A特別病室	D特別病室	B病室	E病室																
1日につき	10,500	6,300	5,250	3,150																
A特別病室	D特別病室	B病室	E病室																	
10,800	6,480	5,400	3,240																	
人間ドック料	859	<b>【人間ドック料の改定例（抜粋）】</b>  <b>【現行】</b> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><th>ドック種別</th><th>1日</th><th>2日通院</th><th>1泊2日</th></tr> <tr><td>1人につき</td><td>33,600</td><td>51,450</td><td>56,700</td></tr> </table> <b>【改定後】</b> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><th>1日</th><th>2日通院</th><th>1泊2日</th></tr> <tr><td>34,560</td><td>52,920</td><td>58,320</td></tr> </table>	ドック種別	1日	2日通院	1泊2日	1人につき	33,600	51,450	56,700	1日	2日通院	1泊2日	34,560	52,920	58,320				
ドック種別	1日	2日通院	1泊2日																	
1人につき	33,600	51,450	56,700																	
1日	2日通院	1泊2日																		
34,560	52,920	58,320																		
その他の改定分	1,694																			
小計	5,038																			
<b>【公立みつぎ総合病院】</b>																				
病室使用差額料	822	<b>【病室使用差額料の改定例（抜粋）】</b>  <b>【現行】</b> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><th>個室種別</th><th>A病室</th><th>B病室</th><th>C病室</th><th>D病室</th></tr> <tr><td>1日につき</td><td>6,300</td><td>5,250</td><td>4,200</td><td>3,150</td></tr> </table> <b>【改定後】</b> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><th>A病室</th><th>B病室</th><th>C病室</th><th>D病室</th></tr> <tr><td>6,480</td><td>5,400</td><td>4,320</td><td>3,240</td></tr> </table>	個室種別	A病室	B病室	C病室	D病室	1日につき	6,300	5,250	4,200	3,150	A病室	B病室	C病室	D病室	6,480	5,400	4,320	3,240
個室種別	A病室	B病室	C病室	D病室																
1日につき	6,300	5,250	4,200	3,150																
A病室	B病室	C病室	D病室																	
6,480	5,400	4,320	3,240																	
人間ドック料	1,575	<b>【人間ドック料の改定例（抜粋）】</b>  <b>【現行】</b> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><th>個室種別</th><th>E病室</th><th>F病室</th></tr> <tr><td>1日につき</td><td>2,100</td><td>1,050</td></tr> </table> <b>【改定後】</b> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><th>E病室</th><th>F病室</th></tr> <tr><td>2,160</td><td>1,080</td></tr> </table>	個室種別	E病室	F病室	1日につき	2,100	1,050	E病室	F病室	2,160	1,080								
個室種別	E病室	F病室																		
1日につき	2,100	1,050																		
E病室	F病室																			
2,160	1,080																			
その他の改定分	2,574	<b>【現行】</b> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><th>ドック種別</th><th>1日</th><th>脳ドック</th><th>日帰り脳ドック</th></tr> <tr><td>1人につき</td><td>34,650</td><td>32,550</td><td>57,750</td></tr> </table> <b>【改定後】</b> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><th>1日</th><th>脳ドック</th><th>日帰り脳ドック</th></tr> <tr><td>35,640</td><td>33,480</td><td>59,400</td></tr> </table>	ドック種別	1日	脳ドック	日帰り脳ドック	1人につき	34,650	32,550	57,750	1日	脳ドック	日帰り脳ドック	35,640	33,480	59,400				
ドック種別	1日	脳ドック	日帰り脳ドック																	
1人につき	34,650	32,550	57,750																	
1日	脳ドック	日帰り脳ドック																		
35,640	33,480	59,400																		
その他の改定分	2,574	<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><th>ドック種別</th><th>1泊2日</th><th>1泊2日脳ドック</th></tr> <tr><td>1人につき</td><td>56,175</td><td>76,314</td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><th>1泊2日</th><th>1泊2日脳ドック</th></tr> <tr><td>57,780</td><td>78,494</td></tr> </table>	ドック種別	1泊2日	1泊2日脳ドック	1人につき	56,175	76,314	1泊2日	1泊2日脳ドック	57,780	78,494								
ドック種別	1泊2日	1泊2日脳ドック																		
1人につき	56,175	76,314																		
1泊2日	1泊2日脳ドック																			
57,780	78,494																			
小計	4,971																			
合計	10,009																			